

特許微生物寄託・分譲のガイド

特許微生物寄託センター(NPMD)

平成 25 年 4 月 1 日

はじめに

特許微生物の受託業務は、「生物遺伝資源の保護」という、生物遺伝資源機関(BRC)が果たすべき重要な役割の1つです。また、海外では国の主要な BRC が特許受託業務を実施しています(米国:ATCC、ドイツ:DSMZ、等)。

NITE 特許微生物寄託センター(NPMD)は、日本の中核的な BRC である生物資源課(NBRC)に併設された機関であり、NBRC の高度な技術力を背景に、特許法施行規則に基づく微生物の寄託機関として、また、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局として、我が国の生物遺伝資源の確実な保護に努めています。

特許法施行規則第 27 条の 2(微生物の寄託)には、「微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、…(中略)…その微生物を容易に入手することができる場合を除き、……特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない」とあり、特許出願に際し微生物を寄託したことを証明する書面つまり受託証の写しを願書に添付しなければなりません。

さらに特許法施行規則第 27 条の 3(微生物の試料の分譲)に基づいて前条により寄託された微生物は、それに係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者に分譲されます。

また、国際特許を出願される際には、ブダペスト条約に基づき、微生物を国際寄託当局(IDA)へ寄託する必要があります。

本ガイドは、当センターを利用される方に寄託申請、分譲請求等の手続きをできるだけわかりやすく説明するために作成しました。お役に立てれば幸いです。

NITE : National Institute of Technology and Evaluation(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

NITE-IPOD : NITE-International Patent Organisms Depository (NITE 特許生物寄託センター)

NPMD : NITE Patent Microorganisms Depository(NITE 特許微生物寄託センター)

IDA : International Depository Authority(国際寄託当局)

目次

はじめに.....	1
1. 微生物の寄託制度とは	4
1-1: 特許寄託制度について.....	4
1-2: 国内寄託と国際寄託	5
2. 寄託・分譲手続	7
2-1: 寄託手続きについて.....	7
2-2: 分譲手続きについて.....	10
3. 寄託可能な微生物の種類・形態・本数・容器.....	12
3-1: 受託可能な生物種	12
3-2: 微生物の形態と数量	12
3-3: 微生物の容器	13
4. 微生物の送付方法と受付窓口	14
4-1: 郵送等による寄託	14
4-2: 微生物/書類の送付先.....	15
4-3: 持込による寄託.....	15
5. 手数料と手数料の支払い.....	16
5-1: 支払い方法.....	16
5-2: 手数料.....	16
6. 国内・国際の寄託申請／移管申請.....	18
6-1: 国際・国内の新規申請.....	18
6-2: 国際の移管申請.....	19
6-3: 申請書の解説.....	20
7. 各種保管期限後の処理について	21
7-1: 保管終了のお知らせ	21
7-2: 保管の継続.....	21
7-3: 寄託取下げ.....	22
7-4: 保管期限終了をもつての保管終了	22
7-5: 不継続処理.....	23
8. 分譲請求	24
8-1: 寄託者ご本人様への分譲.....	24
8-2: 寄託者の承認を得た者への分譲	24
8-3: 法令上の資格を得た第三者への分譲	25
8-4: 寄託者様宛の通知	25
8-5: 分譲請求書の解説.....	26

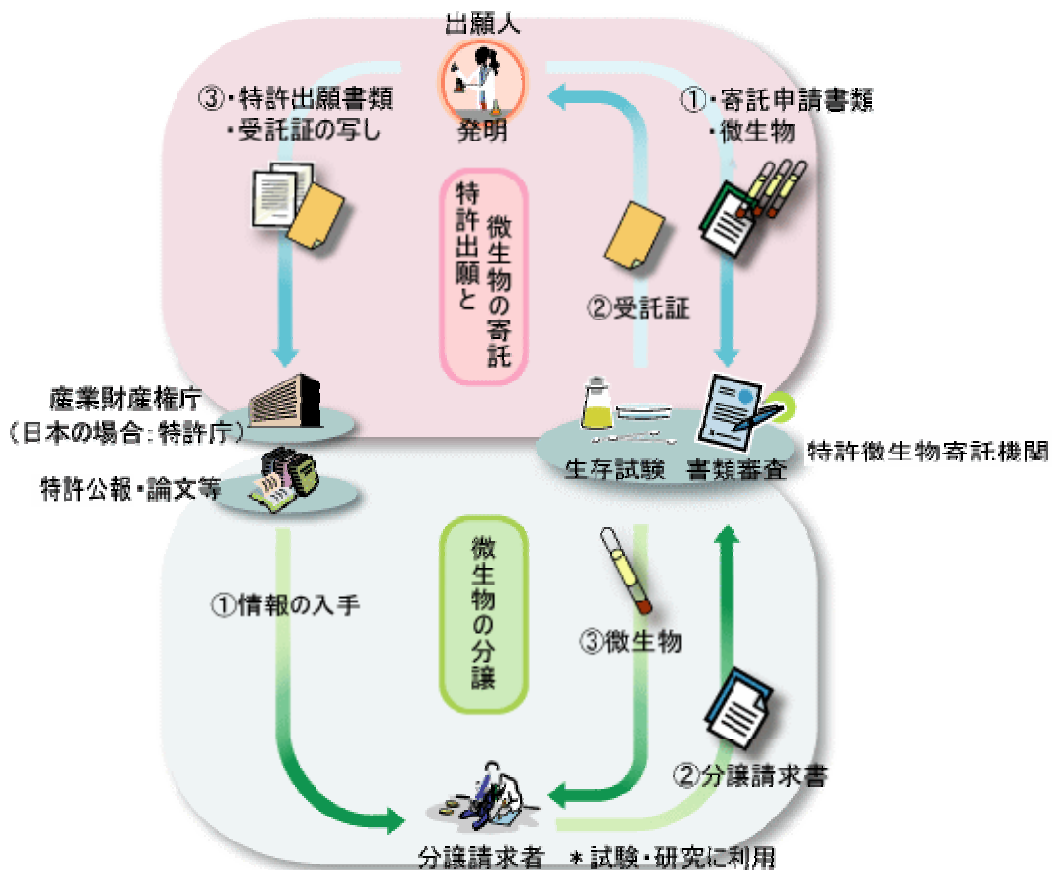
9. 代理人について.....	27
9-1: 代理人の指名について.....	27
9-2: 代理人を選出するメリットデメリット	27
10. 各種変更について.....	28
10-1: 科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正の届出書.....	28
10-2: 名義変更届	28
10-3: 代理人の変更について	28
10-4: 記載事項変更届	28
11. 証明書の交付について.....	29
11-1: 証明書の種類.....	29
12. 様式と記入例.....	30
13. よくある質問と回答.....	31
13-1: 寄託・分譲	31
13-2: サービス.....	35
13-3: 技術.....	36
14. 連絡先	38

1. 微生物の寄託制度とは

1-1: 特許寄託制度について

制度の目的と概要

特許を成立させるには発明が実際に為されたこと(発明の完成)と、第三者がその発明を再現できること(技術の公開)を保証しなければなりません。微生物を利用した発明の場合、これらの要件を満たすためには、「微生物の寄託」と「微生物の分譲」が必要となります。つまり、出願人は微生物を所定の機関に寄託することによって微生物の存在(発明の完成)を証明し、当該機関は寄託された微生物を第三者に分譲することによって発明の再現(技術の公開)を保証するのです。



[特許出願と微生物の寄託]

発明者は、微生物を所定の機関*1に寄託し、その証明として『受託証』を受け取ります。出願時には、明細書と一緒に受託証の写しを産業財産権庁*2に提出しなければなりません(「寄託手続きについて」をご覧ください。)

*1 所定の機関: 日本における機関は、NPMD と NITE-IPOD の 2 機関になります。

*2 産業財産権庁：日本における機関は、特許庁です。

[微生物の分譲]

分譲請求者は、特許公報等から微生物に係る発明の情報を入手し、寄託機関に微生物の分譲請求を行います。分譲された微生物は、発明の試験・研究という目的でのみ利用が許されています（「分譲手続きについて」をご覧ください。）。

寄託が必要な微生物

特許法施行規則第 27 条の 2(微生物の寄託)において、寄託しなければならない微生物として「その発明に属する技術の分野における通常の知識を有するものが容易に入手できる場合を除く」とされています。例えば、市販されている微生物(パン酵母等)や生物遺伝資源機関等から容易に入手可能な微生物については、寄託する必要はありません。

1-2: 国内寄託と国際寄託

微生物の寄託には、国内寄託と国際寄託があります。両制度は目的は同じですが、根拠法令、保管期間等が異なります。

[国内寄託制度]

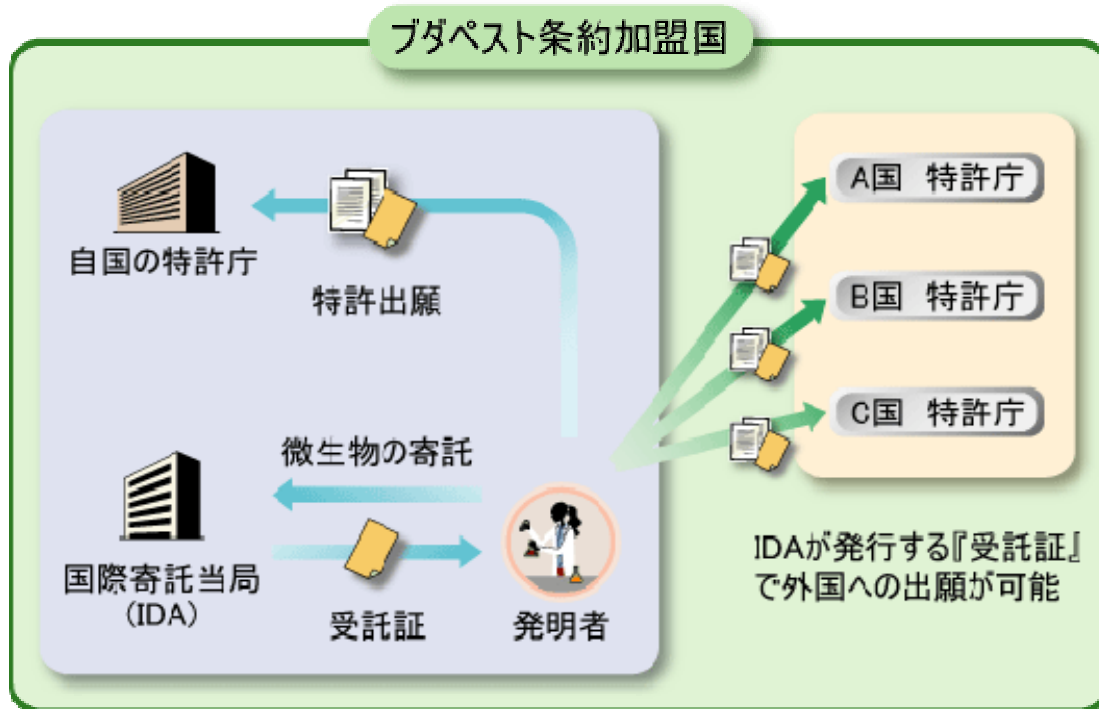
特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 に基づく制度であり、日本国内に特許出願する際に利用される制度です。

[国際寄託制度]

1977 年に採択された『特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約』に基づく制度であり、外国へ特許出願する際に、日本国内の寄託機関を利用できる制度です。日本は 1980 年に同条約に加盟しました。

外国へ特許出願する場合、ひとつの国際寄託当局*に微生物を寄託することで、各締約国においてその国際寄託当局が発行する『受託証』の効果を認め合うことを主たる目的としています。(下図参照)

* 日本では、NPMD と NITE-IPOD になります。



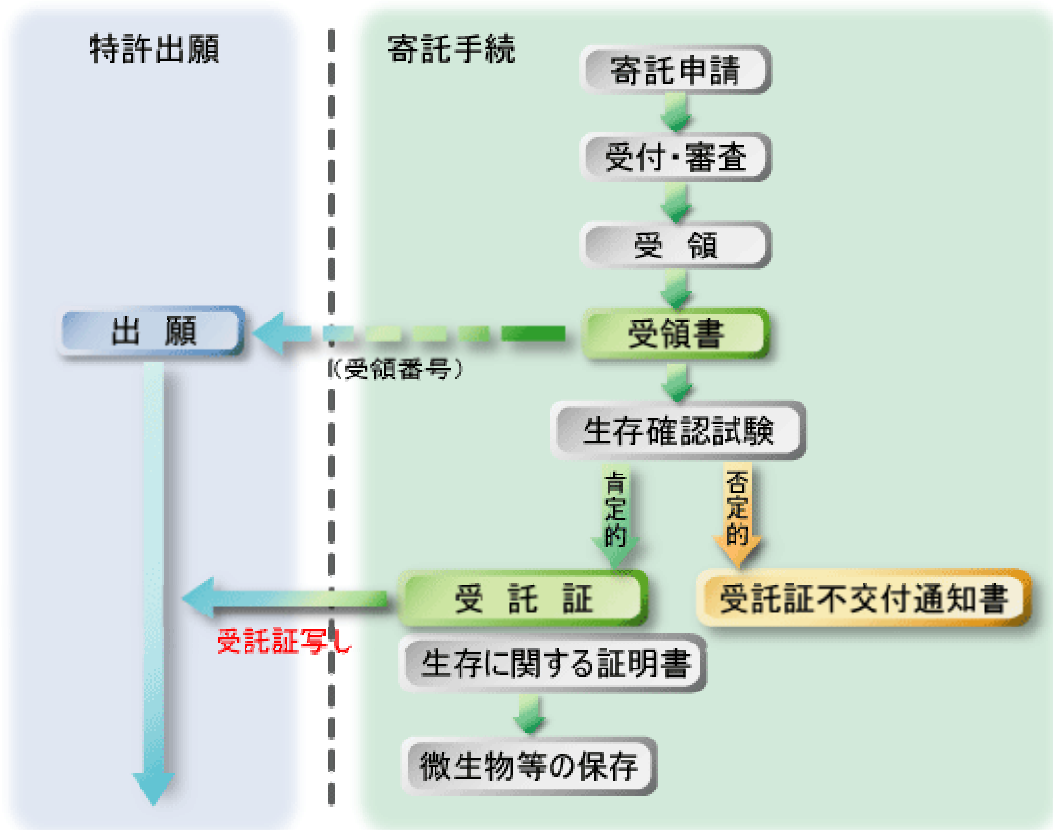
[国内寄託と国際寄託の違い]

	国内寄託	国際寄託
根拠法令	特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3	特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
保管期間	1 年毎の更新 申請により、希望年数延長可能	30 年間 その後、申請により、希望年数継続可
寄託手数料	1 年単位	30 年分一括払い その後、1 年単位
取り下げ	可	30 年間不可 それ以降は可
他制度への移管	国際寄託への移管可	国内寄託への移管不可

2. 寄託・分譲手続

2-1: 寄託手続について

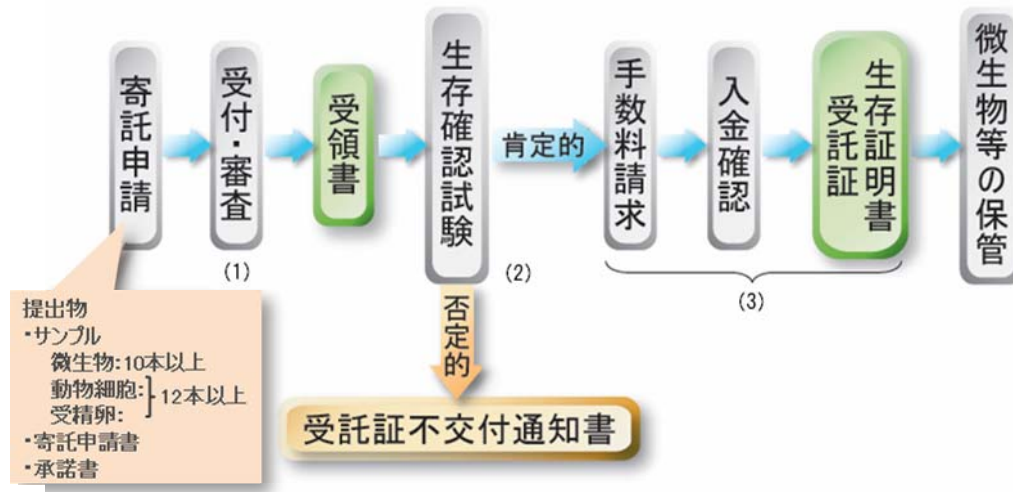
生物の寄託と特許出願の関係



- ①微生物が受領されると、寄託申請者に『受領書』が発行されます。
- ②『受領書』の発行後、微生物の生存確認試験を実施し、結果が肯定的であれば手数料の入金後『受託証』を、否定的であれば『受託証不交付通知書』を交付します。
- ③『受託証』には微生物の受託番号と受託日(微生物を受領した日)が記載されています。その写しを特許出願書類の一部として特許庁へ提出してください。
- ④『受託証不交付通知書』が交付された場合、受領番号は失効します。再度、寄託申請を行ってください。
- ⑤出願にかかる詳細な手続は、特許庁ホームページをご覧ください。

(http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/kitaku_kokunai.htm)

特許微生物寄託手続きのフロー



(1) 以下の審査を行い受領を決定した後、『受領書』を発行します。

- ・サンプルの本数、形態、破損の有無
- ・バイオセーフティレベル(BSL)等の審査
- ・申請書類とサンプルの微生物の表示の一致
- ・申請書類等の記載内容のチェック

(2) 生存確認試験の結果

- ・肯定的な場合・・・手数料にかかる請求書を発行します。
- ・否定的な場合・・・『受託証不交付通知書』を交付し、申請書類は寄託者に返却、微生物は当センターで廃棄します。

* 否定的な場合とは、微生物が生存していない又は他の微生物による汚染があった場合です。

(3) お送りした請求書に基づく手数料の納付を確認した後、『受託証』及び『生存に関する証明書』を交付します。

※寄託した微生物の保管期限終了に関しては、「7. 各種保管期限後の処理について」を参照にしてください。

注意事項

〔受領書〕での出願

出願人は、『受領書』に記載された受領番号で特許出願できる場合もあります。ただし、その後実施される生存確認試験で否定的であった場合、受領番号は無効となり、出願内容を変更する必要がありますので、受託番号の交付を待って出願されることをおすすめします。

【「寄託申請書」の記載】

必要事項を記載し、記名捺印をして送付してください(寄託申請書は1件ごとに作成)。FAX又はメールでの寄託申請は受け付けておりません。

申請書類の記入方法の詳細については、申請書類の解説をご覧ください。

※「寄託申請書」と「寄託に関する承諾書」は、必ず同一の封書で送付してください。

※代理人に委任状が出ている場合、印は代理人の印で代用できます。

【「寄託に関する承諾書」の提出】

(1)「寄託申請書」と一緒に提出してください。また、氏名(名称)、住所、印鑑は、「寄託申請書」と同一のものを使用してください。

※国内寄託の微生物と国際寄託の微生物を同時に寄託する場合は、2種類の承諾書(国内寄託用と国際寄託用)を用意してください(承諾書の内容が異なります)。

(2)複数の微生物を同時に寄託する場合は、「寄託に関する承諾書」本承諾書の内容を適用する微生物の欄に、寄託する全ての“微生物の表示”を記入してください。

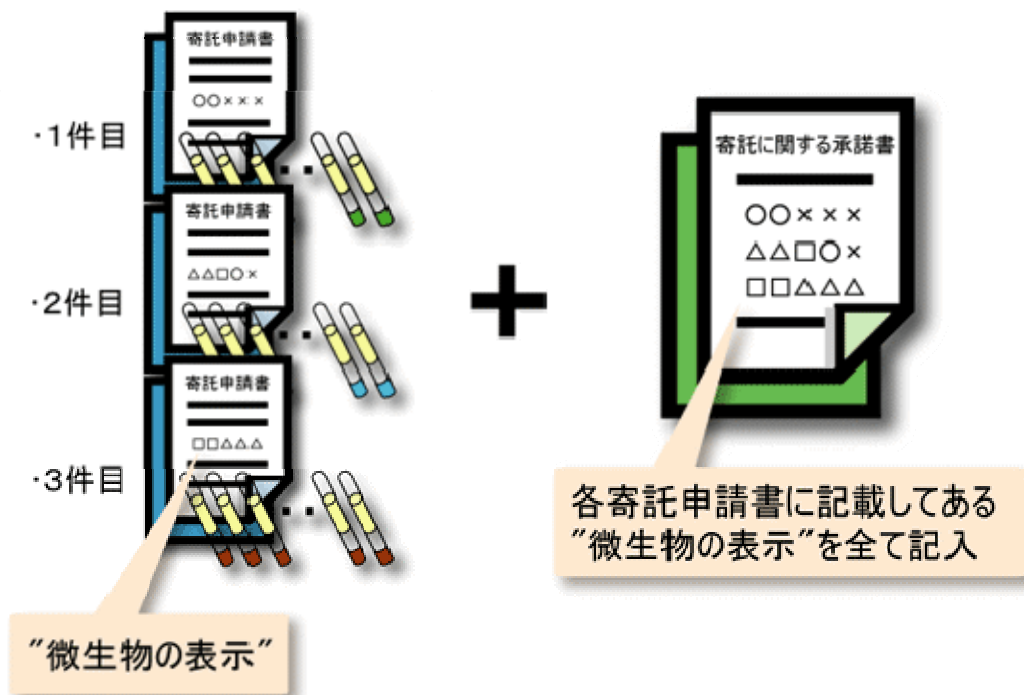
【サンプルへの記載】

各サンプルには、寄託申請書に記載した“微生物の表示”を必ず記入してください。

* 複数の微生物を同時に寄託する際に提出するもの

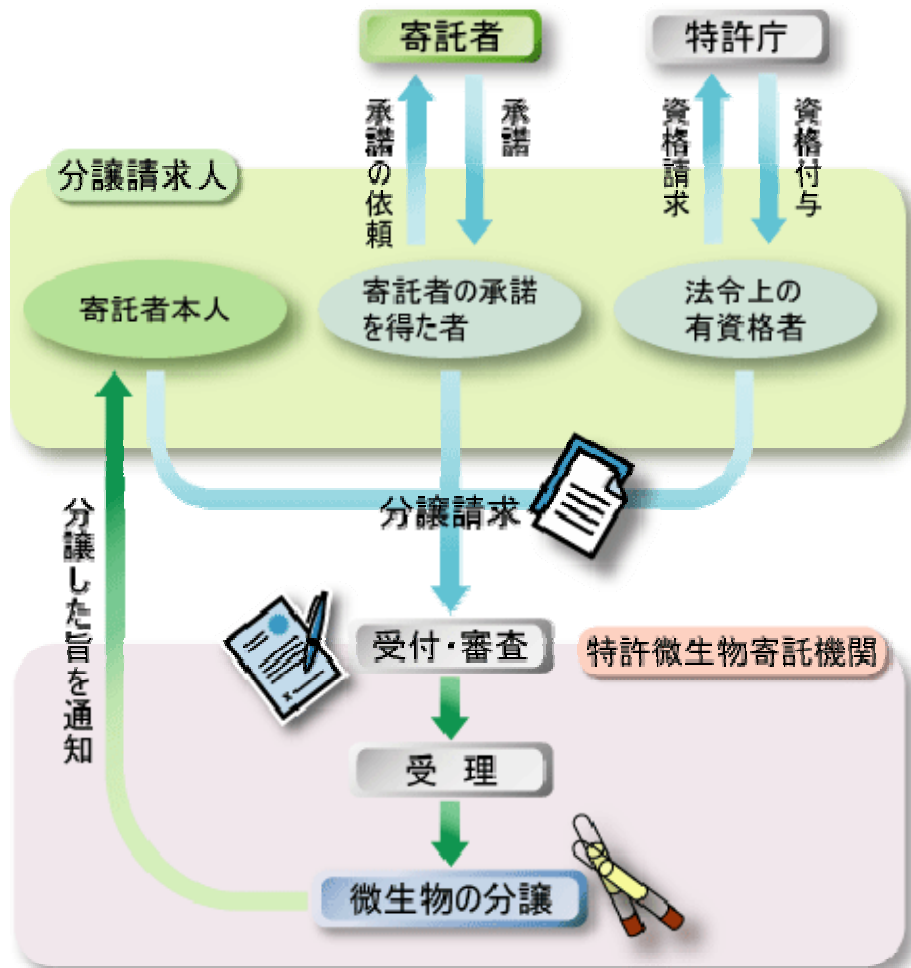
- ・「寄託申請書」(微生物ごと)
- ・サンプル

・「寄託に関する承諾書」(一通)



2-2:分譲手続きについて

分譲手続き



(1)分譲の要件

微生物の分譲を受けることができるのは、次のいずれかの時です。

- ・特許権の設定登録があったとき
- ・警告を受けたとき
- ・意見書を作成するために必要なとき

分譲された微生物の試料は、その微生物に係る発明の試験・研究のために使用されます。また、分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させてはなりません。

(2)分譲を受けることができる者

微生物の分譲を受けることができる者は、**寄託者本人、寄託者の承諾を得た者、法令上の有資格者**です。

なお、寄託者以外の者については、分譲を請求する前に“寄託者の承諾”又は“産業財産権庁(日本の場合:特許庁)の資格証明”を得てください。

(3)分譲の流れ

分譲の請求がなされると、請求内容を審査し、受理した場合は生存確認試験を行い、生存を確認します。その後、手数料の請求を行い、手数料の入金がされ次第、試料を請求人へ送付します。

なお、分譲請求人が寄託者以外の者である場合は、寄託者へ分譲先等の情報を通知します。

注意事項

【「分譲請求書」の記載】

必要事項を記入し、記名捺印して送付してください。FAX 又はメールでは受け付けておりません。

「分譲請求書」の記入方法の詳細については、申請書類の解説をご覧ください。

【「微生物の使用に関する承諾書」の提出】

寄託者以外が請求する場合に必要です。

「分譲請求書」と一緒に提出してください。また、氏名(名称)、住所、印鑑等は、「分譲請求書」と同一のものを使用してください。

3. 寄託可能な微生物の種類・形態・本数・容器

3-1: 受託可能な生物種

細菌・放線菌・アーキア・酵母・糸状菌(カビ、キノコ(菌糸の状態に限る。))を含む。)、バクテリオファージ・プラスミド(DNAクローンを含む。)、動物細胞・受精卵

ーただし下記に該当するものは寄託できません。ー

- NITE バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル(BSL)が3又は4の微生物
- 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)」第4条に規定する拡散防止措置のうち、P3又はP3Pの取扱いを必要とする遺伝子組換え生物
- それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

* NPMDは、技術的あるいは法的に管理することが困難な寄託物の受託を拒否する権利を有します。

3-2: 微生物の形態と数量

種類	形態	数量 ^{*1)}
細菌、放線菌、 アーキア、 酵母、糸状菌、 バクテリオファージ	L-乾燥、凍結乾燥 又は凍結 ^{*2)}	10本以上 ^{*3)}
プラスミド	凍結、乾燥	10本以上 (100ng以上/チューブ)
動物細胞	凍結	12本以上 (1×10^6 以上/チューブ)
受精卵	凍結	12本以上 (12個以上/チューブ)

* 微生物: 細菌、放線菌、アーキア、酵母、糸状菌、プラスミド、バクテリオファージ

*1) 保存に用いるサンプルは同一ロットでご用意ください。

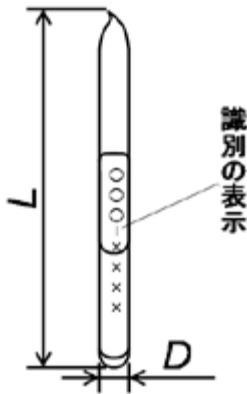
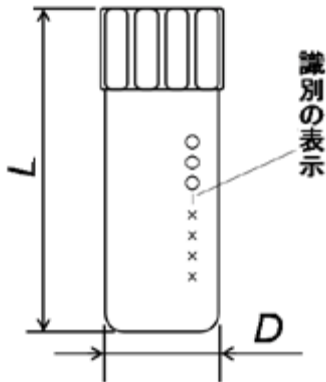
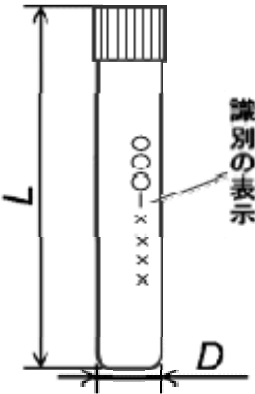
*2) L-乾燥、凍結乾燥又は凍結にて保管することが困難である場合、ご相談ください。

*3) 各形態での保存に必要な微生物の菌濃度はQ&Aの技術Q&Aをご覧ください。

寄託者の負担軽減の一環で、寄託本数が低減されますが、将来、可能性のある再寄託に備え、次に示すような対策がありますのでご検討ください。

- ・ 寄託時に、同一サンプルを上記規定数より多めに寄託
- ・ 寄託した微生物と同一のサンプルを寄託者自身で確実に保管
- ・ 寄託した微生物と同一のサンプルを当機構の安全寄託サービスを利用して保管

3-3: 微生物の容器

アンプル	チューブ	試験管
		
外径 D : 6~15mm 長さ L : 70~100mm	外径 D : 12~13mm 長さ L : 40~50mm	外径 D : 16~18mm 長さ L : 130~180mm

4. 微生物の送付方法と受付窓口

4-1: 郵送等による寄託

微生物が外に漏れないよう不漏出性の容器に入れ、容器と包装の間に衝撃を吸収する材料を詰めて梱包してください。

[バイオセーフティーレベル 2 の微生物]

基本的三重包装で梱包し、郵送してください。

①一次容器: 防水性で密閉性の容器(ガラスアンプルや凍結チューブなど)にサンプルを入れてください。

②二次容器: 一次容器を入れて保護するための容器ですので、耐久性があり、防水性で密閉型の容器を使用してください。

また、一次容器が破損した場合に備え、液体全部を十分に吸収できる吸収剤も同封してください。

③外装容器: 出荷用の容器となりますので、適切なクッション材とともに二次容器を入れてください。輸送時に物理的な損傷などから内容物を防護するため、最小外寸は10cmx10cmとしてください。

* 輸送時の包装基準が決められている微生物については、該当する包装方法に従ってください。

参考;<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-biosafe.html>

* NITEでの微生物のレベル分類は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程 別表2. 付表1 及び付表2に基づいています。

[遺伝子組換え生物]

漏出、その他拡散しない構造の容器に入れ、外側の容器(容器を包装する場合はその包装)の見やすい箇所に“**取り扱い注意**”を要する旨を表示する。

[凍結標品]

①十分な冷却材(ドライアイス等)を入れる。

②クール便等の適切な手段をとり、到着までサンプルが融解しないように送付してください。

[申請書類]

書類と微生物を別々に送付する場合は、それぞれの送付状にその旨を記してください。

[その他の注意事項]

当センターは土・日・祝祭日・年末年始の業務は行っておりませんので、微生物を送付される際は、これらを外した日に到着するようご配慮ください。

受付時間は**8:30～17:00**までです。

4-2:微生物/書類の送付先

〒 292-0818

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 室

独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター

業務受付係 宛

4-3:持込による寄託

持込による寄託の受付を行っています。

持込による寄託は予約制です。必ず事前に電話で予約を入れてからお越してください。予約をされていない場合、受付ができないことがあります。

予約受付電話番号

Tel: 0438-20-5580

ご予約の際の注意事項

- ・電話以外での予約受付は行っていません。
- ・予約受付は、平日(月～金)の8:30～17:00までです。
- ・NPMD での寄託予約は、希望日当日の午前中までです。

5. 手数料と手数料の支払い

5-1: 支払い方法

銀行振込でお支払いください。

口座番号は、バーチャル口座となっておりますので、寄託者様ごとに異なります。あらかじめお知りになりたい場合は、ご連絡ください。

5-2: 手数料

国内寄託手数料 (単位:円)

内容		手数料(税込)
微生物の保管	1. 新規寄託(1年間) ^(*1)	39,900
	2. 継続寄託(1年間)	10,500
	3. 継続寄託(1年間) ^(*1,2)	34,650
科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関する証明書の交付		3,000
生存に関する証明書の交付	生存試験を伴う証明	30,450
	最新の生存情報による証明	3,000
分譲請求	国内へ送付の場合	43,050
	国外へ送付の場合 ^(*3)	43,050
科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の交付		3,000
諸証明書等の交付手数料		3,000

*1 保管期限終了又は取下げにより微生物の返還を希望される場合、着払いにて送付いたします。

*2 継続に係る保管手数料は、次式により算出します。

$$5,250 \text{ 円 (寄託事務手続)} + 5,250 \text{ 円 (保管手数料)} \times (\text{保管年数})$$

*3 別途実費換算した送料を請求いたします。

注 1: 手数料は税込です。

(生存試験を伴わない文書又は証明書の交付手数料のみ非課税です。)

注 2: 国内実施要綱第四条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定します。

注 3: その他想定を大幅に超える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定いたします。

国際寄託手数料 (単位:円)

内容		手数料(税込)
微生物の保管	1. 新規寄託(30年間) ^(※1)	183,750
	2. 継続寄託(1年間)	9,450
	3. 継続寄託(1年間) ^(※1,2)	34,650
科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関する証明書の交付		3,000
生存に関する証明書の交付	生存試験を伴う証明	30,450
	最新の生存情報による証明	3,000
分譲請求	国内へ送付の場合	43,050
	国外へ送付の場合 ^(※3)	43,050
科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の交付		3,000
諸証明書等の交付手数料		3,000

*1 保管期限終了又は取下げにより微生物の返還を希望される場合、着払いにて送付いたします。

*2 継続に係る保管手数料は、次式により算出します。

$$5,250 \text{ 円 (寄託事務手続)} + 4,200 \text{ 円 (保管手数料)} \times (\text{保管年数})$$

*3 別途実費換算した送料を請求いたします。

注 1: 手数料は税込です。

(生存試験を伴わない文書又は証明書の交付手数料のみ非課税です。)

注 2: 国際実施要綱第五条の三に基づく微生物の解析に必要な費用は、別途寄託者の同意を得て決定します。

注 3: その他想定を大幅に超える費用の発生が見込まれる場合には、別途請求者と相談し、決定いたします。

6. 国内・国際の寄託申請／移管申請

6-1: 国際・国内の新規申請

必要な書類

- ①(原)寄託申請書 (微生物ごと)
- ②微生物の(原)寄託に関する承諾書
- ③(代理人を立てる場合)委任状
- ④(必要に応じて)追加資料

※国内は寄託申請書、国際は原寄託申請書です。承諾書は国内・国際で異なる事項が記入されているので、お間違えなくご記入ください。

流れ

- ① 微生物と“(原)寄託申請書”、“微生物の(原)寄託に関する承諾書”を審査し、受領
- ② 「受領書」の即日発行(受領番号 NITE AP—〇〇または NITE ABP—〇〇)
- ③ 生存確認試験を実施し、微生物の生菌数や汚染等の有無を検査
- ④ 生存確認試験
 - ・肯定的→手数料の請求
 - ・否定的→「受託証不交付通知書」の発行と申請書類の返却、微生物は当センターで廃棄
- ⑤ 当口座への入金確認
- ⑥ 「受託証」、「生存に関する証明書」の発行
(受託番号 NITE P—〇〇または NITE BP—〇〇)

受託日は、当センターが微生物を受領した日です。

注意

「受託証」の再発行は行っておりませんので大切に保管して下さい。

当センターに提出されました関係書類は、写しをとっておかれることをお勧めします。

微生物の送付方法等については、「4. 微生物の送付方法と受付窓口」をご覧ください。

6-2: 国際の移管申請

必要な書類

- ①原寄託申請書（微生物ごと）
- ②微生物の寄託に関する承諾書
- ③国内寄託の受託証の写し
- ④(代理人を立てる場合)委任状
- ⑤(必要に応じて)追加資料

流れ

- ① “原寄託申請書”、“微生物の原寄託に関する承諾書”を審査し、受領(微生物の提出なし)
- ② 既に国内寄託されている微生物の生存確認試験を実施し、微生物の生菌数や汚染等の有無を検査
- ③ 生存確認試験が
 - ・肯定的→手数料の請求
 - ・否定的→「受託証不交付通知書」の発行と申請書類の返却、微生物は当センターで廃棄
- ④ 当口座への入金の確認
- ⑤ 「受託証」、「生存に関する証明書」の発行(受託番号 NITE P-〇〇→NITE BP-〇〇)

受託日は国内寄託の受託日です。保管期間は、移管日から30年間です。

注意

Ⅲ欄 国内寄託から国際寄託への移管申請である:にチェックをつけてください。

国内寄託の受託番号を記載し、先に提出された国内“寄託申請書”の内容と統一して記載してください。記載内容に変更点がある場合は、先に記載変更届を提出してください。

6-3 : 申請書の解説

項目	解説
微生物の表示	番号、記号、分類学上の位置等寄託者が自由に付けられます。 ただし、「寄託申請書」に記載された“微生物の表示”とサンプルに記載した表示は必ず一致させてください。異なる場合は受領できません。
国内寄託から国際寄託への移管申請	外国へ出願する場合、微生物は国際寄託する必要があります。すでに国内寄託してあるときは、その寄託を国際寄託に移管できます。 国内の受託番号(NITE P-***)を「原寄託申請書」のⅢ. 欄に記入し、「寄託申請書」に記載した内容をそのまま「原寄託申請書」に写してください。 また、国内の『受託証』の写しを添付してください。
分類学上の位置	その微生物が分類学上いかなる位置に属するものであるかを示すものです。微生物取扱いの安全確保の観点から、可能な限り、属・種まで明記してください。
科学的性質	微生物を特定する性質で、分類学上の位置を決定するための根拠となるものです。微生物の形態的特徴、培地上の特徴、生理学的特徴等の情報をなるべく詳しく記載してください。
遺伝子操作物	「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」に則り、「寄託申請書」(又は「原寄託申請書」)の遺伝子組換え生物に関する項目は必ず記載してください。
混合微生物	混合微生物の生存試験は多くの問題を含みますので、それぞれの構成物を別々に分けて寄託されることをお勧めします。事前にご連絡ください。
培養・保存・生存確認試験等に関する情報	当センターが微生物を取扱う上で必要な情報を全て提供してください。十分な情報を頂くことで『受託証』、『生存に関する証明書』が円滑に発行されます。
寄託終了後の微生物の取り扱い	“寄託終了後の微生物の取扱い”を、譲渡、返還、廃棄の3つから複数選択することができます(詳細につきましては、「寄託に関する承諾書」を御覧ください)。
寄託者 氏名(名称)・印鑑	個人又は法人にて申請できます。
特許事務担当者	事務内容に関する質問に回答できる方で所属から記入してください。
微生物取扱担当者	菌株に関する質問に回答できる方で所属から記入してください。
代理人	特別な資格は必要ありませんので、どなたでも可能です。 ただし、寄託者からの委任状を必ず添付してください。

7. 各種保管期限後の処理について

国内寄託は新規寄託の1年後、国際寄託は30年後に保管期限が参ります。その際に、特許を維持又は審査をしている場合、微生物の保管も維持する必要があります。また、逆に保管期限が切れる際に特許を維持していない又は審査を断念した場合には、特許微生物の保管も行う必要がありませんので、保管の停止を行う必要があります。

保管期間終了間近になりましたら、お知らせをしておりますが、それ以前に申請をおこなっていただくことも可能です。鋭意努力はいたしておりますが、事務担当者の連絡先がない場合、移転や担当者変更に伴う連絡先の通知がない場合、7-5に示す処理になる可能性が非常に高くなりますので、あらかじめご了承ください。

7-1: 保管終了のお知らせ

保管期間終了間近になりましたら、「特許微生物寄託の保管期間の終了日のお知らせ」を行っております。お知らせは代理人に委任されている場合は代理人あて、それ以外の場合は事務担当者若しくは技術担当者あてに、概ね保管期限の前の月にお知らせしております。お知らせの方法は、順番にFAX、電話、郵送となっております。

必要な書類

お知らせの送付に必要な書類はありませんが、事務担当者様の連絡先の届がない場合、到着の可能性が非常に低くなります。ご変更の場合、ご連絡をお願いいたします。

流れ

- ① 当センターより、お知らせのお送り
- ② ご希望により、7-2、7-3のお手続き又は意向確認書の返送(7-4)

7-2: 保管の継続

保管の継続を希望する場合、保管期間が終了する前に継続寄託申請書をご送付いただき、入金まで行っていただく必要があります。

必要な書類

- ① 継続寄託申請書（希望年数分申請いただけます）

流れ

- ① 継続寄託申請書を審査し、受領します

- ② 手数料の請求
- ③ 当口座への入金の確認
- ④ 当方にて保管期限の延長手続
- ⑤ 手続完了のお知らせを請求書送付先宛にご連絡

7-3: 寄託取下げ

保管期限前に寄託を取り下げる場合は、取下申請書を提出してください。なお、国際寄託の場合、寄託日から30年間は取下げられません。

保管後の取扱いは以下の3通りです。

- ・譲渡: 微生物はNITEに譲渡され、NBRC又は他のカルチャーコレクションにて保管をします。保管した微生物は一般に分譲し、貴重な生物資源の利用を図ります。(譲渡を選択いただいても、受け入れられない場合もあり、その場合は、他の取扱いへ変更をお願いします。)
- ・返還: 寄託者に着払いで返還します。(返還不可の場合もあり)
- ・廃棄: 当センターにて廃棄します。

必要な書類

- ① 寄託取下申請書
- ② (譲渡の場合)譲渡同意書及び菌株追加情報

流れ

- ① 寄託取下申請書等を審査し、受領
- ② 「寄託取下申請受理通知書」を送付し、微生物は寄託取下申請書に記載いただいた方法にて処理いたします。

7-4: 保管期限終了をもつての保管終了

保管期限終了をもつて、寄託を終了とする場合には、「特許微生物寄託の保管期間終了に関する意向確認書」の提出をいただいております。なお、保管期限が切れて初めての年度末までに申請がない場合には、7-5の不継続処理を行います。

保管後の取扱いは、7-3取下げ同様、譲渡、返還、廃棄の3通りです。

流れ

- ① お知らせと同時にお送りする「特許微生物寄託の保管期間終了に関する意向確認書」を返送ください。申請書に記載の方法と終了後の微生物に取扱いの変更がない場合、返送は、メール、FAX、郵送のいずれでも結構です。変更がある場合、郵送のみのお取り扱いとなります。

- ② 「寄託終了通知書」を送付し、微生物は「特許微生物寄託の保管期間終了に関する意向確認書」に記載いただいた方法にて処理いたします。

7-5: 不継続処理

保管期限が切れて初めての年度末までに申請がない場合には、こちらの処理を行います。

流れ

- ① 保管期限が切れた場合、寄託者・代理人宛に微生物の取扱いについて連絡
- ② 保管期限が切れて初めての年度末までに 7-2 から 7-4 までのいずれの方法の通知もない場合、微生物を廃棄し、「寄託終了通知書」をお送りし、寄託を終了します。①にて郵送、電話、FAX、メールのいずれかの方法でも連絡がつかない場合には、通知も行いません。

8. 分譲請求

分譲請求は、請求人がどのお立場か(寄託者ご本人、寄託者の承認を得た者、法令上の資格を得た第三者)により、申請方法が異なります。また、国内・国際によっても請求書が異なっておりますので、お気をつけください。

8-1: 寄託者ご本人様への分譲

特別な手続は必要ありません。ただし、基本的に特許に係る微生物は寄託者様にて保管し、当方へお預けいただいた微生物は他者へ分譲することを前提としております。

必要な書類

- ①分譲請求書 (寄託者)

流れ

- ① 分譲請求書 (寄託者)を審査し、受領
- ② 微生物の生存確認試験を実施し、微生物の生菌数や汚染等の有無を検査
- ③ 生存確認試験が
 - ・肯定的→手数料の請求
 - ・否定的→寄託者様へ微生物の再度提出依頼
- ④ 当口座への入金の確認
- ⑤ 通知書と微生物の送付
- ⑥ 分譲微生物受け取り確認のための書類返送

8-2: 寄託者の承認を得た者への分譲

必要な書類

- ①分譲請求書 (寄託者の承諾を得た者)
- ②微生物の使用に関する承諾書

流れ

- ① 分譲請求書 (寄託者の承諾を得た者)を審査し、受領
- ② 微生物の生存確認試験を実施し、微生物の生菌数や汚染等の有無を検査
- ③ 生存確認試験が
 - ・肯定的→手数料の請求
 - ・否定的→寄託者様へ微生物の再度提出依頼、請求者様へは分譲できない旨の通知
- ④ 当口座への入金の確認

- ⑤ 通微生物の送付（寄託者様宛分譲した旨の通知も送付）
- ⑥ 分譲微生物受け取り確認のための書類返送

8-3: 法令上の資格を得た第三者への分譲

必要な書類

- ①分譲請求書（法令上の有資格者）
- ②微生物の使用に関する承諾書

流れ

- ① 請求人様にて、分譲請求書（法令上の有資格者）2通と特許庁の書式である「証明願」1通の作成
- ② 特許庁出願支援課への提出、分譲請求書に証明する旨を記載していただく
- ③ 当方へ分譲請求書（法令上の有資格者）と微生物の使用に関する承諾書の送付、当方にて審査し、受領
- ④ 微生物の生存確認試験を実施し、微生物の生菌数や汚染等の有無を検査
- ⑤ 生存確認試験が
 - ・肯定的→手数料の請求
 - ・否定的→寄託者様へ微生物の再度提出依頼、請求者様へは分譲できない旨の通知
- ⑥ 当口座への入金の確認
- ⑦ 通微生物の送付（寄託者様宛分譲した旨の通知も送付）
- ⑧ 分譲微生物受け取り確認のための書類返送

“証明願”に関する問い合わせ先:

〒100-8915 東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番3号
特許庁出願支援課
Tel: 03-3581-1101(代表)

注意

法令上の資格を得た第三者への分譲については、約1年後に使用状況の調査をさせていただいております。その際、使用を終了している場合には、別途使用終了届をご提出いただくこととなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

8-4: 寄託者様宛の通知

分譲がありますと、寄託者様宛に分譲の通知を行います。寄託者に通知される情報は以下のとおりです。

- ①分譲日
- ②請求人氏名・住所
- ③分譲した微生物の識別の表示と受託番号
- ④分譲請求者が培養条件等の請求をしたかどうか

8-5:分譲請求書の解説

項目	解説
寄託者自身による請求	寄託者の氏名、住所、印鑑は、当センターに届け出た最新のものを使用してください。
寄託者の承諾を得た者	承諾を得た寄託者の氏名、住所、印鑑は、寄託者が当センターに届け出た最新のものを使用してください。
法令上の有資格者	日本の場合は、まず、「分譲請求書」2通と「証明願」に必要事項を記入して特許庁出願支援課に提出してください。 法令上の有資格者と認められれば、「分譲請求書」1通にその旨の記入と特許庁長官の記名捺印がなされて返却されます。次に、返却された「分譲請求書」と「微生物の使用に関する承諾書」に署名をして当センターに提出してください。
情報の請求	寄託者が当センターに提出した、培養・保管・生存試験等の条件を記載した書面の請求。

9. 代理人について

すべての手続は代理人を通じて行うことができます。

9-1: 代理人の指名について

代理人になるには、特別な資格を必要としません。特許事務所でも結構ですし、会社の知的財産部の社員等でもなることができます。

なお、代理人の名前や住所等は、受託証等には一切記入されません。

また、代理人の選出については、委任状の提出を必要とし、寄託後に代理人を登録するには、委任状と代理人受任届の提出が必要です。

9-2: 代理人を選出するメリットデメリット

代理人を立てることにより、寄託者が受けるメリットは以下が考えられます。

- ・印をもらう手間が省けます。たとえば社長名にて寄託を行う場合、最初に委任状で社印を使えば、後は担当者の個人印等で申請を行う事ができます。
- ・全ての書類は、代理人を任命していれば、代理人を最優先に送付されます。そのため、たとえば寄託者が本社にいる社長名にて行い、特許事務を支所の知的部門の社員が行う場合、寄託者の事務担当者に名前を記入しても、寄託者の住所にしかお送り出来ませんが、代理人として委任があれば、支所の住所へお送りすることができます。

ただし、代理人宛に情報が集中することになりますので、一度しか発行できない受託証の取扱等に関心がありますと、出願に支障をきたす恐れもありますので、社内等でよくご検討されてから、ご利用ください。

10. 各種変更について

特許を維持していくに当たり、寄託者様の名義等変更もあるかと思えます。その際には、適切な様式にて届出をおこなってください。なお、変更は無料で行うことができますが、変更後書面の発行は行いませんので、変更内容を記載した文書が必要な方は、証明書の発行依頼をおこなってください。

10-1: 科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正の届出書

科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正を行う場合は、こちらをご利用ください。

10-2: 名義変更届

寄託者がその地位を譲渡された場合、譲渡を受けた者が主体となり、変更届を提出してください。

10-3: 代理人の変更について

代理人を解任する場合には、代理人解任届け(寄託者の印で申請できます)、代理人を辞任する場合には、代理人辞任届け(代理人の印で申請できます)を提出してください。代理人を解任・辞任した後、代理人を任命する際には代理人受任届けを委任状を沿えて提出してください。

10-4: 記載事項変更届

10-1, 10-2又は10-3以外の変更はこちらをご利用ください。

11. 証明書の交付について

様々な証明書を発行しておりますので、用途に応じてご請求ください。

11-1: 証明書の種類

- ① 科学性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関する証明願
寄託者が、“寄託申請書”あるいは“原寄託申請書”の‘科学的性質及び分類学上の位置’の表示又は修正の証明を請求するときに使います。

- ② 生存試験等の請求書(生存試験を伴う)
寄託者が、生存試験を伴う試験結果の証明を請求するときに使います。(請求を受けて生存確認試験は実施します)

- ③ 生存に関する証明願(直近の生存情報)
寄託者あるいは分譲を受けた者が、直近の生存結果の証明を請求するときに使います。(請求を受けても生存確認試験は実施しません)

- ④ 科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求書
寄託者あるいは分譲を受けた又は受けられる者が、“寄託申請書”あるいは“原寄託申請書”の科学的性質及び分類学上の位置’の記載内容の証明を請求するときに用います。

- ⑤ 諸証明書の交付に関する請求書
受託範囲外の微生物であるため寄託が不可能であることの証明「受託拒否証明」その他諸々の証明を請求するときに用います。申請書のⅡ欄に内容を記載いただきますが、1.又は2.を表証明書の発行を希望する場合には、チェックをいれてください。それ以外の項目を希望する場合には、請求書の別紙として、証明を必要とする項目等を記入した書面を添付してください。
なお、受託範囲外の微生物であることを証明するには、その請求の根拠となる資料等の添付を必要とします。

流れ

- ① 証明願の送付、受領
- ② 当口座への入金の確認
- ③ 証明書の送付

※生存試験等の請求書(生存試験を伴う)の場合には、①と②の間で生存確認試験を実施いたします。

12. 様式と記入例

様式と記入例は、ホームページにて公開しています。書き方や様式の見方についてのご不明点があれば、お気軽にお問い合わせください。記載いただいた申請書等のチェックも、メール又は FAX にて受け付けております。

ガイドの別冊として、記載例を添付しておりますので、ご参考になさってください。

<http://www.nbrc.nite.go.jp/npm�>

13. よくある質問と回答

13-1: 寄託・分譲

番号	質問と回答
Q.1	受託番号の“NITE”と“NBRC”のちがいを教えてください。
A.1	“NITE”は当センター(NPMD)が特許微生物寄託制度に基づいて受託した生物に付す受託番号の標記です。一方“NBRC”は(独)製品評価技術基盤機構 生物資源課(NBRC)に寄託された微生物(一般寄託、制限付き寄託)に付けられた受託番号の標記です。
Q.2	寄託株を取り下げる時、あるいは寄託期間が終了した場合、寄託株の NITE への“譲渡”と寄託者への“返還”の両方を選択できますか。
A.2	できます。複数の選択が可能です。 「寄託申請書」あるいは「寄託取下申請書」の“寄託終了後の微生物の取り扱い”欄に希望される取り扱い方法を複数チェックしてください。
Q.3	感染症法とBSL(バイオセーフティレベル)の関係がよく分からないので教えてください。
A.3	感染症法は、規制対象となる病原体が生物テロ等に用いられる危険度などからバイオセキュリティ(盗難防止等)による管理方法等に重点を置いて分類されています。一方BSLは、病原体の取り扱いを人や動物に対する危険度で分類しています。 感染症法に基づく特定病原体等の詳細については厚生労働省のサイトにてご確認ください。
Q.4	特許期間が終わった後、寄託された微生物はどうなるのですか。また分譲は可能ですか。
A.4	特許権の存続期間が終了すれば、微生物の寄託も必要でなくなります。そこで寄託者が微生物の取り下げを申請すれば分譲はありません。但し特許権が終了した後も寄託株の取り下げが行われなければ、分譲はできます。
Q.5	微生物(細菌、アーキア)の新種発表と特許出願は同時にできますか。
A.5	不可能と思われます。 新種登録には、2つ以上の異なる国のカルチャーコレクションにその微生物を寄託し公開する必要があります。次に雑誌IJSEMに新種の微生物について論文を発表しますが、もし当該微生物を特許出願に使用した場合は、編集者(editor)にその旨を通知しなければなりません。そして新種の発表は、特許権取得まで待つこととなります。
Q.6	凍結乾燥を行う機械がありません。微生物を凍結でも寄託できますか。
A.6	寄託できます。当センターでは微生物を凍結標品でも受け付けております。

Q.7	キノコをスラントで寄託したいのですが可能ですか。
A.7	L-乾燥、凍結乾燥又は凍結にて保管することが困難である場合に限り可能です。詳細については、当センターまでお問い合わせください。
Q.8	国内外の生物遺伝資源機関から分譲された菌株を特許出願のために特許微生物寄託センター(NPMD)に寄託できますか。
A.8	生物遺伝資源機関によっては被分譲者との間で分譲された微生物の使用に関して何らかの制約を設けている場合もあります。分譲を受けた生物遺伝資源機関にお問い合わせください。当機構のNBRCでは、分譲した微生物を被分譲者が特許出願のためにNPMD又はNITE-IPODに寄託することを認めています。
Q.9	海外から菌株を持ち出し、それを国内に持ち込む場合の注意点を教えてください。
A.9	海外からの微生物の持ち出しにおいては生物多様性条約(CBD)第15条に従う必要があります。また国内持ち込みでは事前に植物防疫所又は動物検疫所に連絡して該微生物が輸入禁止品に該当するかどうか照会すると良いでしょう。もし該当する場合は農林水産大臣の許可が必要です。
Q.10	寄託菌が死滅していた場合、再度送付すれば同じ受託番号で寄託できるサービスはありますか。
A.10	再寄託制度に該当します。 寄託機関が何らかの理由で寄託された微生物を分譲することができない場合、寄託者はもとの寄託に係る微生物と同一の微生物を再寄託する権利を有しており、その再寄託は原寄託をした日にしたものと取り扱われます。
Q.11	微生物と「寄託申請書」等を別便で送付できますか。
A.11	できます。別々に送付する場合は、書類と微生物それぞれの送付状に記してください。
Q.12	寄託を複数の寄託者で行うことは可能ですか。
A.12	可能です。様式がありますので、NPMDまでメールにて請求してください。 受託証等には「代表者 外〇名」と記載し、その外の寄託者名は別紙でお知らせします。 なお、受託証は代表者あて1通のみ交付いたします。
Q.13	国内寄託から国際寄託への移管はどのようにすればいいですか。
A.13	国内寄託の継続期間中に移管の手続きを行ってください。提出書類は「原寄託申請書」、「微

	生物の原寄託に関する承諾書」および国内寄託時の『受託証』の写しです。微生物を再びお送りいただく必要はありません。
Q.14	移管した後、国内寄託はどうなりますか。
A.14	国内寄託はなくなります。従って微生物の保管手数料の支払いは不要になり、国際寄託が国内寄託をカバーします。
Q.15	移管の手数料と保管期間を教えてください。
A.15	新規の国際寄託と同じ額です。保管期間は移管された日から30年間です。
Q.16	取下げ後の菌株を NITE に譲渡するとはどういうことですか。
A.16	寄託者の承諾を得て NITE に無償で譲って頂くことです。承諾を頂いた菌株は、当機構の NBRC 又は然るべき BRC のカタログに載せ、一般寄託株として公開し第三者の研究や産業に活用させていただきます。
Q.17	手数料の支払いを何人かで分担することはできますか。
A.17	できます。様式がありますので、NPMD までメールにてご請求ください。
Q.18	寄託できない微生物(受託範囲外)を特許出願したい場合はどのようにすればよいのですか。
A.18	「受託拒否証明」の発行を当センターに請求してください。微生物は自身で保管するか、または信頼できる保存機関に預けられることをお勧めします。ただし外国へ出願される場合は、その微生物を受託する国際寄託当局(IDA)を探して寄託してください。国際寄託当局(IDA)については世界知的所有権機関(WIPO)のホームページをご覧ください。
Q.19	混合微生物は寄託できますか。
A.19	寄託できます。単一の組成に分けて別々に寄託して頂くことをお勧めしますが、できない場合はそれらの存在を確認するための少なくとも一つの方法を記載してください。寄託される場合は事前にご連絡ください。
Q.20	『受託証』発行までにどれだけ日数がかかりますか。
A.20	寄託する微生物の種類によっては異なります。流れとしては、微生物を受領し生存確認試験を実施します。結果が肯定的であれば手数料の請求を行います。『受託証』は、手数料の納付が行われたことを確認してから発行いたします。詳細にお知りになりたい場合は、その微生物種と培養に必要な期間をご用意いただいた上でお問い合わせください。

Q.21	受託証の再発行は可能ですか。ある国に出願しようとした時、受託証の原本を求められました。
A.21	再発行はできませんが、該微生物が当センターに寄託されている旨の証明はできます。証明書発行には「証明書の交付に関する請求書」と証明を希望する内容の書面を提出してください。
Q.22	生存確認試験に要する日数はどれほどですか。
A.22	平均で下記のようになりますが菌株により多少異なります。 細菌・・・・・・・・・・3日 放線菌・・・・・・・・・・7日 酵母・・・・・・・・・・5日 糸状菌・・・・・・・・・・7日 バクテリオファージ・・・7日 動物細胞・・・・・・・・・・21－28日 受精卵・・・・・・・・・・7日 植物細胞・・・・・・・・・・14－28日 藻類・・・・・・・・・・14－28日 原生動物・・・・・・・・・・14－28日 種子・・・・・・・・・・21－28日
Q.23	寄託申請とその継続の申請を同時にできますか。
A.23	できません。ただし寄託申請時にその旨をお知らせ頂ければ、生存が確認された後の手数料の請求時に、新規寄託手数料と同時に請求致します。
Q.24	複数の微生物で継続寄託の申請を行うとき、一通の「継続寄託申請書」で事足りますか。
A.24	「継続寄託の請求書」一通と別紙を添付してください。別紙には継続を希望する全ての菌株の“受託番号”と“微生物の表示”を記載してください。「継続寄託申請書」の“受託番号”と“微生物の表示”欄には、「別紙」と記載してください。
Q.25	継続寄託の申請は、いつまでに行えばよいですか。
A.25	保管期限の終了日(新規の場合は、受託日の一年後の前日)までに、「継続寄託申請書」の提出と入金を終了する必要があります。
Q.26	継続寄託の申請をしなかった場合はどうなりますか。
A.26	保管期限の終了日を過ぎた年度の末日に、継続の意志がないとのことで不継続処理をしま

	す。これは、微生物を廃棄し、その旨を寄託者へ通知することです。
Q.27	「寄託取下申請書」は提出しなければなりませんか。
A.27	提出をお願いします。提出がない場合、「寄託申請書」の寄託期間終了後の微生物の取扱いについての寄託申請書の記載にかかわらず、年度末に不継続処理をします。
Q.28	微生物の寄託はいつまで継続する必要があるのですか。
A.28	特許権の存続期間が終了するまでです。
Q.29	寄託者と出願者は同一でなければならないのですか。
A.29	日本の場合は必ずしも同一である必要はありません。しかし、外国へ出願する場合はその国の制度に従ってください。
Q.30	分譲する微生物のリストはありますか。
A.30	ありません。特許公報や文献・論文等から調べてください。
Q.31	代理人を立てる場合、「寄託申請書」に寄託者の押印は必要ないのですか。
A.31	代理人に委任状が出ているので寄託者の押印は不要です。
Q.32	属レベルでの同定で寄託はできますか。
A.32	可能です。ただし、その属にバイオセーフティーレベル(BSL)3 の微生物が存在する場合には、BSL3 ではないという証明を頂きます。(例: <i>Bacillus</i> sp. の場合には <i>Bacillus anthracis</i> ではない)
Q.33	ウィルスベクターを用いて遺伝子導入を行った細胞株ですが寄託できますか。
A.33	導入遺伝子がゲノムに安定に組み込まれており、ウィルス粒子が存在しないことを証明していただいた場合に寄託可能です。ウィルス粒子が残存している状態では受託出来ません。

13-2 : サービス

番号	質問と回答
Q.34	「寄託申請書」等を事前にチェックしてほしいのですが可能ですか。
A.34	可能です。メール又はファックスでお送りください。 e-mail: npm@nite.go.jp Fax: 0438-20-5581

Q.35	継続寄託の保管有効期間の通知を行って欲しい。
A.35	基本的にご自身での期限の把握をお願いしておりますが、個別にご連絡し、“継続”か“取下”か伺っております。
Q.36	技術指導を受けたいのですがどうすればよいですか。(例えば、L-乾燥標品の作製方法や、キノコの凍結方法など。)
A.36	詳しい技術内容を当センターまでお知らせ頂ければ日程の調整を行います。
Q.37	<特許微生物寄託・分譲のガイド> はどうすれば入手できますか。
A.37	電話、ファックス、メール等で当センターまでご連絡ください。
Q.38	見学を希望したいのですがどうすればよいですか。
A.38	当センターまでお問い合わせください。

13-3 : 技術

番号	質問と回答
	●微生物について
Q.39	凍結法と凍結乾燥法の場合のそれぞれ一般的な保護剤を教えてください。
A.39	技術情報の「凍結法、凍結乾燥法の概略」を参考にしてください。
Q.40	凍結保存の方法を教えてください。
A.40	一般的な方法として、液体培地等で定常期まで培養した微生物をなるべく高濃度で回収(細菌の場合、10の9乗以上が望ましい)し、その菌体懸濁液に対してグリセロールを10~20%になるように添加し低温槽に保存します。もちろん、保存性は微生物によって異なりますので、一本を試験的に解凍して生残性が十分であるかどうか確認してください。
Q.41	混合微生物の寄託について詳しく教えてください。
A.41	下記の条件を満たすことが必要です。 1.それぞれの微生物を単離して培養することができない。 2.混合微生物すべての分類学上の位置が明らかである。 3.それらが当センターが定める受託できる微生物である。 4.それぞれの微生物の生存試験方法を提示できる。

Q.42	凍結乾燥アンプルに入れる微生物の量の目安はどのくらいですか。
A.42	一般的に 10 の 9 乗オーダーです。
	●動物細胞、受精卵について
Q.43	液相保存と気相保存の違いを教えてください。
A.43	液相保存とは、タンク内の液体窒素中に直接チューブを漬けて-196℃で保存する事をいいます。一方気相保存とは、液体窒素に直接漬けないようにして-160～-170℃で保存することをいいます。液相に直接漬けると液体窒素内の細菌等がチューブ内に侵入し、汚染する事があると報告されています。よって当センターでは、上記の危険性を回避するために、主に気相での保存を行っています。
Q.44	受精卵を寄託したいのですが輸送用容器(ドライシッパー)を持っていません。
A.44	当センターのドライシッパーをお貸しいたします(容器の送料は寄託者様負担となります。)
Q.45	受精卵の寄託で注意する点について教えてください。
A.45	試料調製をされる前に必ず当センターにご連絡ください。寄託形態は凍結チューブ一本につき 12 個以上の受精卵を入れ、それを 12 本以上お送りください。なお、規定数(144 個以上)の受精卵でもチューブの数が 12 本に満たない場合には受託できません。

1 4. 連絡先

ご不明点、ご質問等がございましたら、以下までお気軽にお問い合わせください。

〒 292-0818

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター

業務受付係 宛

Tel: 0438-20-5580

Mail: npmd@nite.go.jp

・営業時間は、平日(月～金)の8:30～17:00まで

特許微生物寄託・分譲の様式記入例

特許微生物寄託センター(NPMD)

平成 25 年 4 月 1 日

以下の書類について様式例を定めています。国際のものを紹介しておりますが、国内もほぼ同等の内容となっております。

内 容		様式番号	ページ 番号
寄託申請	細菌	【国際】様式第 1-1	1
	動物細胞	【国際】様式第 1-2	5
	承諾書	【国際】様式第 2	9
	複数名寄託申請願	【国際】様式第 19	15
	保管のための添付書	【国際】様式第 22	16
寄託の 継続・終了	継続寄託申請書	【国際】様式第 16	17
	取下申請書	【国際】様式第 17	18
	特許微生物寄託の保管期間終了に関する意向確認書	【共通】様式第 7	19
分譲関係	請求書(寄託者自身)	【国際】様式第 9	20
	請求書(寄託者の承諾を得た者)	【国際】様式第 10	21
	承諾書(寄託者の承諾を得た者)	【国際】様式第 13	22
	請求書(法的資格を得た者)11.3(a)	【国際】様式第 11	24
	請求書(法的資格を得た者)11.3(b)	【国際】様式第 12	26
	承諾書(法的資格を得た者)	【国際】様式第 14-1	27
	分譲微生物の使用の終了と廃棄報告書	【国際】様式第 14-2	29
変更	科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正の届出	【国際】様式第 5	30
	名義変更届	【国際】様式第 17	31
	記載事項変更届	【国際】様式第 18	32
証明書	科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関する証明願	【国際】様式第 6	33
	生存に関する証明書の請求(生存試験を伴う証明)	【国際】様式第 7	34
	生存に関する証明書の請求(直近の生存情報による証明)	【国際】様式第 8	35
	科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求	【国際】様式第 15	36
	その他の証明書の交付に関する請求	【国際】様式第 16	38
分担請求		【国際】様式第 21	41
代理人関係	個別委任	【共通】様式第 1	42
	一括委任	【共通】様式第 2	43
	辞任届	【共通】様式第 3	44
	解任届	【共通】様式第 4	45
	受任届	【共通】様式第 5	46

【国際】様式第1-1

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

原 寄 託 申 請 書

(細菌、放線菌、アーキア、酵母、糸状菌、プラスミド)



独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ緑足 2-5-8 122 号室

*1	受託番号: NITE BP-
	受託日: 年 月 日
	受付番号:

寄託者は、II 欄の微生物をブダペスト条約に基づいて寄託し、ブダペスト条約に基づく規則 9.1 に定める期間中寄託を取り下げないことを約束し、「微生物の原寄託に関する承諾書」に承諾します。

I. 微生物の種類 (該当するものにチェックしてください)	
<input checked="" type="checkbox"/> 細菌	<input type="checkbox"/> 放線菌 <input type="checkbox"/> アーキア <input type="checkbox"/> 酵母 <input type="checkbox"/> 糸状菌(カビ、キノコ)
<input type="checkbox"/> バクテリオファージ	<input type="checkbox"/> プラスミド
II. 微生物の表示 (この表示はサンプルの表示と一致させてください)	
識別の表示: ABC123	
III. 国内寄託から国際寄託への移管申請である (該当する場合はチェックしてください)	
<input checked="" type="checkbox"/> はい:	国内寄託の受託番号: NITE P-00000 (微生物の提出は省略します。国内寄託の受託証の写しを添付してください)
IV. 遺伝子組換え生物である (該当する場合はチェックしてください)	
<input type="checkbox"/> はい:	(XII で詳細を記入してください)
V. 混合微生物である (該当する場合はチェックしてください)	
<input type="checkbox"/> はい:	(XIII で詳細を記入してください)
VI. 科学的性質及び分類学上の位置 *2()	
分類学上の位置 (属・種名を明記してください):	
<i>Escherichia coli</i> (K12)	
科学的性質 (形態的、培地上の特徴、生理学的特徴等を詳細に記載してください):	
細胞形態 : 桿状 コロニー : クリーム色 特徴 : 鞭毛をもち、運動性を有する。	
VII. その他の情報 (原産地、分離源、関係文献、微生物が他機関に保存されている場合はその機関名と番号等) *3()	
原産地: 日本 分離源: 土壌	

コメント [N1]: 作成日やロット番号などをサンプルに記入している場合、その表示はこちらに記入頂かなくて結構です。

コメント [N2]: 国名から記入してください。

*1 NITE BP-

VIII. 健康又は環境に対する性質 (該当するものにチェックしてください) *3()	
この微生物は下記のものに対して害があるか <input type="checkbox"/> ある: <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 動物 (その性質:) バイオセーフティレベル: <input type="checkbox"/> 植物 <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明	
IX. 培養条件 *3()	
培地名、培地番号等: LB培地もしくはNutrient Agar (Difco)	培地のpH(滅菌前): 7.5 滅菌温度・時間: 121 °C 15 分 培養温度: 37 °C 培養期間: 24~48 時間 培養方法: <input checked="" type="checkbox"/> 好気 <input type="checkbox"/> 静置培養 <input checked="" type="checkbox"/> 振とう培養 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 嫌気 <input type="checkbox"/> ガスの置換(ガスの組成を記載) () <input type="checkbox"/> ガスパック(指定メーカーなどがあれば記載) ()
培地の組成: LB 培地 トリプトン(Difco) 10g Yeast extract 5g NaCl 5g 蒸留水 1L	その他:
X. 長期保存のための条件 (該当するものにチェックしてください) *3()	
<input type="checkbox"/> L-乾燥 <input type="checkbox"/> 凍結乾燥 <input checked="" type="checkbox"/> 凍結(-80°C) <input type="checkbox"/> 液体窒素凍結 <input type="checkbox"/> その他の保存方法 *4() 保護剤の組成: 10%グリセロール	
XI. 生存確認試験のための条件 (該当するものにチェックしてください) *3()	
1. 微生物の場合 1) L-乾燥又は凍結乾燥の場合 復水液: <input type="checkbox"/> 滅菌生理食塩水 <input type="checkbox"/> 滅菌水 <input type="checkbox"/> その他() 復元温度: °C その他: 2) 凍結の場合 融解温度: 30 °C その他:	

コメント [N3]: メーカー名や型番が分かる場合は、ご記入ください。

コメント [N4]: その他を希望する場合は、微生物の分類種等ご用意の上、事前にメールにてご連絡ください。別途提出資料が必要です。

*1 NITE BP-

2. バクテリオファージの場合

復元方法：
 宿主：
 感染条件：
 生存確認の方法：
 その他：

2. プラスミドの場合

サイズ： 量：
 形： 環状 線状
 その他：

XII. 遺伝子組換え生物である (該当するものにチェックしてください) *3()

1. 宿主

名称： (実験分類クラス:)
 ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか： 有する 有しない
 ・毒素の生産性を有するか： 有する 有しない

2. ベクター

名称：
 マーカー：
 由来：

3. 供与核酸

名称：
 核酸由来生物： (実験分類クラス:)
 ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか： 有する 有しない
 ・毒素の生産性を有するか： 有する 有しない

4. その他の情報：

5. 拡散防止措置の区分： P1 P2 P1P P2P
 (研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第一号)第四条に規定する拡散防止措置)

6. 大臣確認実験： 該当する 該当しない

コメント [N5]: ご不明点がございましたら、記入できるところまで記入していただき、ご相談ください。

XIII. 混合微生物である *3()

組成：

組成の存在を確認する方法：

コメント [N6]: ご不明点がございましたら、記入できるところまで記入していただき、ご相談ください。

*1 NITE BP-

XIV. 寄託期間終了後の微生物の取り扱い (該当するものにチェックしてください)	
<input type="checkbox"/>	独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)に譲渡する *5
<input type="checkbox"/>	寄託者に返還する
<input checked="" type="checkbox"/>	特許微生物寄託センターにて廃棄する
XV. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先	
氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999
Fax:	0438-20-9999

寄託者 (フリガナ) カズサバイオテクノロジーカブシキカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク ナイトウ バイオ
 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
 英訳又はローマ字音訳 KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0
 〒292-0000
 住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
 英訳又はローマ字音訳 0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

・ 特許事務担当者所属・氏名: 知的財産部 鈴木 一郎
 Tel: 0438-20-0000 Fax: 0438-20-0000
 e-mail: NPMD@nite.go.jp

・ 微生物取扱担当者所属・氏名 研究開発部 鈴木 次郎
 Tel: 0438-20-0000 Fax: 0438-20-0000
 e-mail: NPMD@nite.go.jp

代理人 氏 名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
 〒292-9999
 住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
 Tel: 0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
 e-mail: bio@nite.go.jp

申請日: 2013 年 4 月 1 日

- *1 寄託機関が使用する項目ですので記載しないでください。
 *2 科学的性質及び分類学上の位置に関する追加の情報がある場合は*2()内にチェックをし、申請書に添付して下さい(同属にNITEバイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル 3 又は 4 がある場合で、かつ、種が未同定の場合等)。
 *3 添付書類がある場合は*3()内にチェックをし、申請書に添付してください。
 *4 その他を選択する場合は、事前に NPMD 宛ご相談ください。追加の資料が必要です。
 *5 譲渡された微生物は NITE にて然るべきカルチャーコレクションに組み入れられます。

添付書類:

- 「微生物の原寄託に関する承諾書」
 ■ 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 ■ 国内寄託の受託証の写し (移管申請の場合)
 その他 ()

コメント [N7]: 寄託者の氏名・住所については、必ず最新のものを記入してください。記載事項に変更がある場合は、移管申請の前に、必ず記載事項変更届を提出してください。

コメント [N8]: 代理人を立てない場合は、必ず印を押してください。印は会社等の印でも、個人の印でもかまいませんが、今後変わらず申請で使えるものとしてください。

コメント [N9]: 代理人を立てている場合は、必ず印を押してください。寄託者の印は省略可能です。

コメント [N10]: 記入漏れが多いので、必ず記入してください。

コメント [N11]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

コメント [N12]: 受託番号が NITE P- から始まっているものであるか確認ください。

【国際】様式第1-2

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約



原 寄 託 申 請 書

(動物細胞、受精卵)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

*1	受託番号: NITE BP-
	受託日: 年 月 日
	受付番号:

寄託者は、II 欄の微生物をブダペスト条約に基づいて寄託し、ブダペスト条約に基づく規則 9.1 に定める期間中寄託を取り下げないことを約束し、「微生物の原寄託に関する承諾書」に承諾します。

I. 微生物の種類 (該当するものにチェックしてください)	
<input checked="" type="checkbox"/> 動物細胞	<input type="checkbox"/> 受精卵 *2
II. 微生物の表示 (この表示はサンプルの表示と一致させてください)	
識別の表示: ABC123	
III. 国内寄託から国際寄託への移管申請である (該当する場合はチェックしてください)	
<input checked="" type="checkbox"/> はい:	国内寄託の受託番号: NITE P-00000 (微生物の提出は省略します。国内寄託の受託証の写しを添付してください)
IV. 遺伝子組換え生物である (該当する場合はチェックしてください)	
<input type="checkbox"/> はい:	(XI で詳細を記入してください)
V. 科学的性質及び分類学上の位置 *3()	
分類学上の位置 (細胞の由来とその種類):	
マウス骨髄細胞株、マウス B 細胞	
科学的性質 (形態的、培地上の特徴、生理学的特徴等を詳細に記載してください):	
ハイブリドーマ lymphocyte-like アレルゲン A に対するモノクローナル抗体を産生する。	
VI. その他の情報 (関係文献、微生物が他機関に保存されている場合はその機関名と番号等) *2()	
遺伝子を導入している場合、その方法 (遺伝子の導入がない場合、「なし」と記入):	
ウイルスベクター	

コメント [N13]: 作成日やロット番号などをサンプルに記入している場合、その表示はこちらに記入頂かなくて結構です。

*1 NITE BP-

VII. 健康又は環境に対する性質 (該当するものにチェックしてください)		*3()
この細胞は下記のものに対して害があるか		
・ 人 :	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明 (ある場合、その性質:)
・ 動物 :	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明 (ある場合、その性質:)
・ 植物 :	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明 (ある場合、その性質:)
VIII. 培養条件		*3()
培地名 (培地番号、会社等): RPMI1640 (05918, ニッスイ)		
培地の組成: RPMI1640 1L グルタミン 0.3g NaHCO ₃ 2.0g 牛胎児血清 10% 硫酸ストレプトマイシン 100mg ペニシリン G カリウム 100,000 units <p style="text-align: right;">pH 7.1~7.4</p>		
IX. 長期保存のための条件 (該当するものにチェックしてください)		*3()
1. 動物細胞の場合		
<input checked="" type="checkbox"/> 液体窒素凍結(気相)		
保護剤の組成: 培地+10% DMSO		
2. 受精卵の場合		
<input type="checkbox"/> 液体窒素凍結(液相)		
保護剤の組成:		
X. 生存確認試験のための条件 (該当するものにチェックしてください)		*3()
1. 動物細胞の場合		
融解法: 37°Cで急速融解し、40mLの培地に懸濁して遠心洗浄する。		
培養法(播種濃度、継代法、倍加時間などを具体的に): 1x10 ⁵ cell/ml 以上で播種し、4日後に継代する。		
培養温度:	37°C	
CO ₂ 濃度:	5%	

コメント [N14]: メーカー名や型番が分かる場合は、ご記入ください。

2. 受精卵の場合

融解法:

融解液組成 (培地名、培地番号、会社等):

培養法:

培養温度: °C CO₂濃度: %
 採取年月日: 年 月 日 生存率: %

XI. 遺伝子組換え生物である (該当するものにチェックしてください)

*3()

1. 宿主

名称: (実験分類クラス:)

・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか: 有する 有しない・毒素の生産性を有するか: 有する 有しない

2. ベクター

名称:

マーカー:

由来:

3. 供与核酸

名称:

核酸由来生物: (実験分類クラス:)

・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか: 有する 有しない・毒素の生産性を有するか: 有する 有しない

4. その他の情報:

5. 拡散防止措置の区分: P1A P2A

(研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第一号)第四条に規定する拡散防止措置)

6. 大臣確認実験: 該当する 該当しない

コメント [N15]: ご不明点がございましたら、記入できるところまで記入していただき、ご相談ください。

*1 NITE BP-

XII. 寄託期間終了後の微生物の取り扱い (該当するものにチェックしてください)

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)に譲渡する *4
- 寄託者に返還する
- 特許微生物寄託センターにて廃棄する

XIII. 請求書の宛名と送付先

請求書の宛名 かずさ特許業務法人

請求書の送付先

氏名(名称): かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
〒292-9999

住所: 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

Tel: 0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999

寄託者 (フリガナ) カズサバイオテクノロジーカブシキカイシャ ダイヒョウトリジマリヤク ナイトウ バイオ
氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
英訳又はローマ字音訳 KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0
〒292-0000

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
英訳又はローマ字音訳 0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

・ 特許事務担当者所属・氏名: 知的財産部 鈴木 一郎
Tel: 0438-20-0000 Fax: 0438-20-0000
e-mail: NPMD@nite.go.jp

・ 微生物取扱担当者所属・氏名 研究開発部 鈴木 次郎
Tel: 0438-20-0000 Fax: 0438-20-0000
e-mail: NPMD@nite.go.jp

代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel: 0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
e-mail: bio@nite.go.jp

申請日: 2013年 4月 1日

- *1 寄託機関が使用する項目ですので記載しないでください。
- *2 受精卵を選択する場合は、事前に NPMD 宛ご相談ください。
- *3 添付書類がある場合は*3()内にチェックをし、申請書に添付してください。
- *4 譲渡された微生物は NITE にて然るべきカルチャーコレクションに組み入れられます。

添付書類:

- 「微生物の原寄託に関する承諾書」
- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
- 国内寄託の受託証の写し (移管申請の場合)
- その他 ()

コメント [N16]: 寄託者の氏名・住所については、必ず最新のものを記入してください。記載事項に変更がある場合は、移管申請の前に、必ず記載事項変更届を提出してください。

コメント [N17]: 代理人を立てない場合は、必ず印を押してください。印は会社等の印でも、個人の印でもかまいませんが、今後変わらず申請で使えるものとしてください。

コメント [N18]: 代理人を立てている場合は、必ず印を押してください。寄託者の印は省略可能です。

コメント [N19]: 記入漏れが多いので、必ず記入してください。

コメント [N20]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

コメント [N21]: 受託番号が NITE P- から始まっているものであるか確認ください。

【国際】様式第2

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

微生物の原寄託に関する承諾書

コメント [N22]: かならずお読みください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長 殿

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(以下「条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。)に基づき特許微生物寄託センター(以下「NPMD」という。)に微生物の寄託をしようとする者(以下「寄託者」という。)は、下記のすべての事項について承諾した上、併せて提出する原寄託申請書に記載の微生物について条約に基づく寄託制度の利用を申込みます。

1. 本寄託の目的—条約に基づく寄託

寄託者は、NPMD に対して、微生物(以下「寄託微生物」という。)を寄託し、NPMD は、これを本承諾書に記載された条件に従って受託し(以下「本寄託」という。)、条約第 7 条に定める「国際寄託当局」として、条約、規則及び日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱(平成 14 年経済産業省告示第 290 号。(以下「実施要綱」という。))に基づく業務(以下「本業務」という。)を行う。

2. 寄託者が保証すべき事項

2.1 寄託者は、NPMD に対して次の各号の事項が真実であることを保証する。

イ 原寄託申請書に記載した事項

ロ 寄託微生物が、原寄託申請書に記載された微生物と同一の微生物であること

ハ 寄託微生物が、製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル 3 又は 4 でないこと

ニ 寄託微生物が、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年文部科学・環境省令第 1 号)において、P3、P3A又はP3Pの拡散防止措置を必要とする微生物等の遺伝子組換え生物でないこと

2.2 NPMD は、寄託微生物が実施要綱第 21 条に基づき定めた種類の微生物であるかどうかを確認するために必要であると認めるときは、寄託者に対して、寄託微生物に関する情報の提供を求めることができる(実施要綱第 5 条の 2 第 1 項)。

2.3 寄託者は 2.2 に基づく情報の提供を求められた場合は、できるだけその求めに応じること(実施要綱第 5 条の 2 第 2 項)。

2.4 寄託者が、2.1 の保証すべき事項に違反した結果、又は寄託申請書に健康又は環境に対する性質について不明と記載した結果、それらに起因し、NPMD 又は分譲を請求する者に何らかの損害、損失等が発生した場合、寄託者は一切の責任を負担するものとする。

3. 手数料の支払い

3.1 寄託者は、寄託微生物の寄託、再寄託、分譲、継続寄託等の各申請後、NPMD の定める期間内に NPMD が定める手数料を納付するものとする。

3.2 寄託者が、NPMD に対して一旦納付した手数料は、その理由の如何を問わず一切返還されないものとする。

4. 寄託微生物の受領

4.1 NPMD は、本寄託の申請が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合を除き、寄託者から寄託微生物を受領するものとする。

イ 寄託者が、2.1 に定める保証すべき事項に違反しているとき

ロ 寄託微生物が、NPMD が実施要綱第 21 条に基づき定めた種類の微生物でないとき(実施要綱第 5 条第

- 1 項第 1 号)
- ハ NPMD の指定する量の寄託微生物が、NPMD の指定する提出の方法等に従って提出されないとき(実施要綱第 4 条)
 - ニ NPMD が、寄託微生物につき条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って本業務を技術的に遂行することができないと判断したとき(実施要綱第 5 条第 1 項第 2 号)
 - ホ 寄託の申請書が日本語で作成されていないとき(実施要綱第 6 条第 1 項第 3 号)
 - へ 本承諾書に記名捺印がなされていないとき
- 4.2 NPMD は、寄託者より寄託微生物を受領した場合には、当該寄託微生物に固有の受領番号を付し、受領書により、これを寄託者に通知する。
- 4.3 NPMD は、4.1 の各号のいずれかに該当する場合には、寄託微生物の受領を拒否するものとする。この場合において、NPMD に対して寄託微生物が郵送された場合等 NPMD が既に寄託微生物の引き渡しを受けている場合には、NPMD は、寄託者に対して寄託微生物を返還する。ただし、4.1 イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとき NPMD が判断した場合には、NPMD は、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅、又は分解させることができる。
5. 寄託微生物の受託
- 5.1 NPMD は、4.に従って寄託微生物を受領した場合には、NPMD が定める期間内に寄託微生物を受託するか否かについて NPMD が定める規則に従って審査の上決定するものとする。
- 5.2 NPMD は、本寄託申請が次の各号のいずれかに該当する場合、寄託微生物の受託を拒否するものとする(実施要綱第 5 及び第 6 条)。
- イ 寄託者が、2.1 に定める保証すべき事項に違反しているとき
 - ロ NPMD が寄託微生物につき条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない本業務を技術的に遂行することができないうとき(実施要綱第 5 条第 1 項第 2 号)
 - ハ 寄託微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由により寄託微生物について受託することができない状態で寄託されたとき(実施要綱第 5 条第 1 項第 3 号)
 - ニ 受領後の審査により、寄託微生物の存在、又は生存が認められないことが判明したとき
 - ホ NPMD が定める手数料を納付しないとき(実施要綱第 6 条第 1 項第 4 号)
- 5.3 4.において受領した寄託微生物を NPMD が 5.1 に従って受託することを決定した場合には、NPMD は寄託微生物に固有の番号を付し、以下の事項を記載した受託証を交付する(規則 7.3)。
- ① NPMD の名称及び住所
 - ② 寄託者の氏名又は名称及び住所
 - ③ 原寄託の日(寄託微生物の受領日)
 - ④ 寄託者が微生物に付した識別の表示(番号、記号等)
 - ⑤ NPMD が寄託について付した受託番号
 - ⑥ 寄託申請書に微生物の科学的性質若しくは分類学上の位置が記載されている場合には、その記載がされている旨の表示
- 5.4 本寄託は、5.1 における受託決定によって効力を生ずるものとする。
- 5.5 NPMD が、5.1 及び 5.2 に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、NPMD は、その旨を寄託者に通知しなければならない。
- 5.6 NPMD が 5.1 及び 5.2 に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、NPMD は、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
- 5.7 5.5 の通知の発信により、寄託者による本寄託の申込はその効力を失い、4.2 の受領書はその効力を失う。
6. 手続の補正及び受託しない場合の効果
- 6.1 5.1 において、NPMD が、5.2 イ又はホにより受託を拒否すべきものと判断した場合、NPMD は、直ちに受託を拒否することを決定せず、寄託者に対し、手続補正指示書により、手続の補正を求めることができる(実施要綱第 6 条第 2 項及び第 3 項)。
- 6.2 寄託者が 6.1 に定める手続補正指示書に従い手続の補正を行い、これによって 5.2 イ又はホの補正がなされたとき NPMD が判断した場合には、NPMD は、寄託微生物の受託を決定するものとする。

- 6.3 6.1において、NPMD が指定する期間内に寄託者による手続の補正が為されない場合には、NPMD は、5.2 に基づき当該寄託微生物の受託を拒否するものとする。
- 6.4 6.3 に基づき、NPMD が、寄託微生物の受託を拒否する場合、NPMD は、受託を拒否する旨を寄託者に通知するとともに、申請書類を寄託者に返送しなければならない。
- 6.5 6.3 に基づき寄託微生物の受託を拒否する場合には、NPMD は、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
- 6.6 6.4 の通知の発信により、寄託者による本寄託の申請は、その効力を失い、4.2 の受領書はその効力を失う。
7. 寄託微生物の寄託者への分譲
規則 11.2 に基づき、寄託者が NPMD から寄託微生物の分譲を受ける場合、下記の事項を厳守しなければならない。
- 7.1 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取り扱い方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること
- 7.2 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること
- 7.3 製品評価技術基盤機構/バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル 2 に属する微生物の分譲を受けた場合、その取り扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること
- イ 実験区域を限定した上で実験を行う。
- ロ エアゾール発生の恐れのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。
- ハ 実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ニ 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
- 7.4 7.1 から 7.3 に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及び DNA に関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること
8. 寄託微生物の寄託者以外の者への分譲
- 8.1 微生物の試料の分譲を請求する者(以下「請求人」という。)が、締約国若しくは政府間工業所有権機関の工業所有権庁である場合、又は当該微生物に係る特許を所管する工業所有権庁より法令上の資格を与えられた者である場合、NPMD は規則 11.1 又は 11.3 に基づき寄託微生物を分譲する。分譲された寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件は条約、規則及び当該工業所有権庁が定める各国の法令等の定めに従うものとする。
- 8.2 請求人が寄託者の了解を得た者である場合、NPMD は規則 11.2 に基づき寄託微生物を分譲し、分譲された寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件は、8.1 に定める寄託微生物の利用目的や利用範囲等の条件と同様とする。
- 8.3 NPMD は、請求人が真に寄託者の了解を得ているか否かについて、請求人から提出される分譲請求書に寄託者が承諾を与えた旨の記名捺印又は署名が為されているか否かのみを審査するものとし、これらの記名捺印又は署名が真性なものであるか否か、正当な権限によって為されたか否か等分譲請求書の書面上明らかでない事項について調査する義務を負わないものとする。
- 8.4 NPMD は、8.1 又は 8.2 により寄託微生物を分譲したときは、分譲した旨を寄託者に対して速やかに通知する。
- 8.5 NPMD は、分譲請求者からの要請に応じて、寄託微生物の科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件に関する情報の提供を行うものとする。また、遺伝子組換え生物等で移転や使用に関する情報を提供することが必要とされている微生物を分譲する場合には、分譲請求者にその旨の情報を提供する。
9. 寄託微生物の再寄託
- 9.1 NPMD は、NPMD において保管する寄託微生物が、死滅、分譲による試料の減少その他一切の事由により分譲できなくなった場合には、寄託者に対してその旨通知するものとする。
- 9.2 9.1 の通知があった場合、寄託者は、条約第 4 条(1)(a)に基づき、当該寄託微生物と同一の微生物を NPMD に再寄託することができる。再寄託に当たっては、本承諾書の受領及び受託に関する規定(4.ないし 6.)が準用されるものとする。
- 9.3 寄託者は、9.2 の再寄託に当たり、再寄託する微生物が当該寄託微生物と同一である旨を陳述した文書(再寄託申請書)に記名捺印して NPMD に提出しなければならない(条約第 4 条(1)(c))。また、寄託者は、再寄託

する微生物が当該寄託微生物と同一である旨証明する文書が存在する場合には、特段の事情がない限り、再寄託に際して再寄託申請書に加えて当該文書を NPMD に提出するものとする。

- 9.4 寄託者と再寄託された微生物の分譲を受けた者との間、あるいは寄託者と NPMD との間で、再寄託された微生物と当該寄託微生物の同一性について争いが生じた場合、これらの紛争に関し、NPMD はいかなる責任及び義務を負わないものとする。
- 9.5 寄託者が、9.2 の再寄託申請を行わない場合、又は再寄託申請を行ったが受託の決定がなされない場合には、本寄託は終了する。
- 9.6 9.2により寄託微生物の再寄託を行う場合、寄託者は NPMD が定める所定の手数料をあらかじめ納めなければならない。ただし、分譲による寄託微生物の試料の減少によって分譲が出来なくなった場合には、寄託者は、再寄託の手数料を納付することを要しないものとする。
- 9.7 NPMD は、寄託微生物の死滅その他一切の事由によって分譲できなくなった場合においても、条約、規則、実施要綱及び本承諾書にしたがって、再寄託された微生物を受託する義務を負う他は寄託者に対していかなる責任及び義務を負わないものとする。また、9.5 に定める本寄託の終了により、寄託者が何らかの損害を受けた場合であっても、NPMD はその理由の如何を問わずいかなる責任も負わないものとする。
10. 寄託の取り下げ
- 10.1 寄託者は 13.1 に定める保管期間中、本寄託を取り下げることができない。
- 10.2 寄託者は、13.2により継続された期間中は、寄託取下申請書を NPMD に提出することにより、NPMD に対して寄託の取り下げを申請することができる。
- 10.3 NPMD は、10.2 の請求があったとき、速やかに本業務を終了する。
11. 本業務の停止
- 11.1 NPMD は、受託の決定後、次の事項に該当する事由が判明し、又は生じた場合には本業務を停止し、本寄託を直ちに終了させるものとする。
- イ 寄託者が、2.1 に定める保証すべき事項に違反していること
- ロ 寄託微生物が NPMD が実施要綱第 21 条に基づき定めた種類の微生物でないこと(実施要綱第 5 条第 1 項第 1 号)
- ハ NPMD が寄託微生物について条約、規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない業務を技術的に遂行することができないこと(実施要綱第 5 条第 1 項第 2 号)
- ニ NPMD が寄託微生物を保有していることが、法令又は条約に違反し又は公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体若しくは財産に悪影響を及ぼす可能性があるとして NPMD が判断したとき
- ホ 9. に規定する再寄託がなされなかったとき
- ヘ 寄託微生物を NPMD で扱うことが不相当であると NPMD が判断したとき
- 11.2 NPMD は、11.1 の規定に基づき本寄託が終了した場合には、NPMD は、NPMD の選択に従い寄託者に対して寄託微生物を返還又は廃棄する。ただし、11.1 イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとして NPMD が判断した場合には、NPMD は、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅、又は分解させることができる。
- 11.3 本業務の停止と同時に、寄託微生物の受託証は失効する。
12. NPMD の免責
- 12.1 NPMD は本業務に起因し、又は関連して寄託者に生じた損害について、その理由の如何を問わず一切の責任を負わない。ただし、NPMD において条約、規則及び実施要綱に従って本業務を行わず、かつ、そのことについて NPMD に故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
- 12.2 12.1 ただし書に基づき NPMD が負担する損害賠償責任は、寄託者から現実に受領した手数料の金額を上限とする。
- 12.3 NPMD は、寄託者と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。
13. 本寄託における微生物の保管期間
- 13.1 本寄託の保管期間は、NPMD が寄託微生物を受領又は移管申請を受け付けた日から 30 年が経過する日ま

とする。ただし、本寄託の保管期間中に寄託微生物の試料の分譲に係る請求があった場合で、当該最新の請求を受領した日から5年が経過する日が寄託微生物受領の日から30年が経過する日より遅い場合には、本寄託の保管期間は、当該最新の請求を受領した日から5年が経過する日まで延長されるものとする。

- 13.2 寄託者は、本寄託の保管期間の満了までに、NPMD に継続寄託申請書を提出することにより、本寄託の保管の継続を請求することができる。
- 13.3 13.2 による請求が本寄託の保管期間の満了までにない場合、本寄託は、本寄託の保管期間の満了をもって終了し、NPMD は 15. に基づいて寄託微生物を取り扱う。ただし、寄託の保管期間を超えて寄託者と連絡がとれない場合、当該保管期間終了日の属する年度末に、寄託者が寄託申請書において指定した方法を問わず、寄託された微生物は廃棄する。
14. **書類の様式**
本承諾書に定める寄託申請書、手続補正書、分譲請求書等の寄託者がNPMD に提出すべき書類は、NPMD が指定する様式に従って作成されなければならない。
15. **寄託終了後の寄託微生物の取り扱い**
15.1 NPMD は、本寄託の有効期限が満了した場合には、本承諾書に別段の定めのない限り、以下のイからハのうち寄託者が寄託申請書において指定した方法によって寄託微生物を取り扱うものとする。
イ 寄託者に寄託微生物を現状有姿にて返還する(返還)。
ロ NPMD において寄託微生物を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅、又は分解させる(廃棄)。
ハ 独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)へ寄託微生物を無償で譲渡する(譲渡)。
15.2 15.1 ハに基づき寄託者から NITE に譲渡された寄託微生物に関する詳細は、別途 NITE と寄託者間で交わす「譲渡同意書」にて定めるものとする。
16. **通知方法**
16.1 寄託者は、本寄託及び寄託微生物に関して、NPMD に問い合わせ、通知等そのほか一切の連絡を行う場合には、受領後受託までの間は受領書に記載された受領番号、受託後は受託証に記載された受託番号を用いて寄託微生物を特定するものとする。
16.2 寄託者は、自己の名称、所在地、電話番号、担当者名その他申請書記載の事項に変更があった場合には、直ちに NPMD にその旨書面により届け出るものとする。寄託者が、本項の義務を怠ったことに起因して何らかの不利益、損害等を被った場合であっても、NPMD は一切その責を負わない。
17. **寄託者の地位の譲渡の禁止**
17.1 寄託者は、NPMD に対して NPMD 所定の名義変更届を提出しない限り、本寄託における寄託者としての地位、並びに本寄託に関する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
17.2 前項の規定は、寄託者としての地位が、相続、合併等の事由によって包括的に承継された場合はこれを適用しない。この場合、寄託者としての地位を承継する(又は承継した)者は、事前に届出が可能な場合には事前に、不可能な場合にあっては承継後速やかに、自己が寄託者としての地位を包括的に承継する(又は承継した)旨を NPMD 所定の名義変更届を提出し届け出なければならない。
18. **条約、規則及び実施要綱との関係**
18.1 本承諾書に定めなき事項は、条約、規則又は実施要綱の定めに従うものとする。本承諾書、条約、規則、実施要綱のいずれにも定めなき事項は、NPMD 及び寄託者が誠実に協議の上定めるものとする。
18.2 本承諾書の規定と、条約、規則又は実施要綱の規定が抵触する場合には、NPMD と寄託者の法律関係においても条約、規則又は実施要綱の規定を優先して適用するものとする。
18.3 NPMD は、本承諾書の提出後、条約、規則、実施要綱その他一切の法令が改正、制定又は廃止され、本承諾書の効力、解釈等に変更を生ずる可能性がある場合には、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。
18.4 日本国特許庁又は外国の工業所有権庁から、本寄託について NPMD に何らかの通知、指導、要請その他が為された場合には、NPMD は、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。

19. 準拠法

本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。

20. 合意管轄裁判所

本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本承諾書の内容を適用する微生物

微生物の識別の表示	
1. ABC123	6.
2.	7.
3.	8.
4.	9.
5.	10.

コメント [N23]: 受託番号ではなく、識別の表示をご記入ください。

※ 寄託申請書の II 欄に記載した識別の表示を記入してください。

※ 同時に複数の寄託申請を行う場合は、各申請書に記載されている微生物の識別の表示をすべて記入してください。

寄託者 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
 〒292-0000
 住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

代理人 氏 名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
 〒292-9999
 住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N24]: 申請書の記載・印と合わせてください。

2013 年 4 月 1 日

【国際】様式第19

複 数 名 寄 託 願

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

下記の通り、1.の微生物を複数名にて寄託したいので、ここに複数名寄託願を提出します。

コメント [N25]: 複数名にて寄託したい場合に使用します。様式はホームページでは公開していないので、メールにてご請求ください。

コメント [N26]: 3者以上での寄託の場合、1枚に複数名を並べなくてもかまいませんが、その場合には、主以外の寄託者の順番を余白に記載して下さい。

1. 微生物の識別の表示

ABC123

2. 主たる寄託者

氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫英訳又は
ローマ字音訳 KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAIO〒292-0000住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000英訳又は
ローマ字音訳 0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

3. 主以外の寄託者*

氏名(名称) 渋谷バイオテクノロジー株式会社英訳又は
ローマ字音訳 SHIBUYA Biotechnology Co. Ltd.〒151-0000住所 東京都渋谷区西原 0000英訳又は
ローマ字音訳 0000, Nishihara, Shibuya, Tokyo, 151-0000, JAPAN

印

* 寄託者が3名以上の場合は、同様の欄を追加してください。

【国際】様式第22

保管のための添付書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は特殊な保管を必要とする微生物を寄託するため、本書を添付します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	
II. 保管方法	
培養形態:	<input checked="" type="checkbox"/> 固体培養 <input type="checkbox"/> 液体培養 <input type="checkbox"/> どちらでも可
植え継ぎ間隔:	<input checked="" type="checkbox"/> 1ヶ月 <input type="checkbox"/> 6ヶ月 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> その他()
保管温度:	<input checked="" type="checkbox"/> 5℃ <input type="checkbox"/> 10℃ <input type="checkbox"/> 25℃ <input type="checkbox"/> その他()
III. 継代時の状態、注意すべき点等 以下に詳細に記載してください。	
<p>継代時には、コロニーが 5cm 程度で表面が盛り上がり、黄味を帯びてくる。</p> <p>長期培養をしすぎると変色し増殖能が低下してくる為、必ず1ヶ月未満で植え継ぐこと。また、まれに濃い褐色を呈するコロニーが見られるが、その部分は避けること。</p>	

コメント [N27]: 継代培養等特殊な保管方法を必要とする微生物を寄託する際に使用します。様式はホームページでは公開しておりませんので、微生物の属種名となぜ凍結等の長期保管ができないかをご記入の上、メールにて様式をご請求ください。

継続寄託申請書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
 特許微生物寄託センター長 殿
 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は、I 欄の微生物について寄託の継続を申請します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. 継続期間 <p style="text-align: center;">1 年間</p>	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住 所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
T e l :	0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999

寄託者 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫** 印
 〒292-0000
 住 所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**

代理人 氏 名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎** 印
 〒292-9999
 住 所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

コメント [N28]: 寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを記入・押印してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他 ()

コメント [N29]: 委任状の写しをお送りください。

【国際】 様式第17

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

寄託取下申請書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は、I 欄の微生物について寄託の取下を申請します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. 寄託を取下げる理由	
特許を維持しないことに決定したため。	
III. 取下げ後の微生物の取り扱い (該当するものにチェックしてください)	
<input type="checkbox"/> 独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「NITE」という。)に譲渡する * <input type="checkbox"/> 寄託者に返還する <input checked="" type="checkbox"/> 特許微生物寄託センターにて廃棄する	
IV. 譲渡の場合、担当者情報 (詳細をお聞きすることがあります。)	
担当者所属・氏名:	_____
Tel: _____	FAX: _____
Mail: _____	
V. 寄託者に返還する場合、微生物の送付先 (寄託者の住所以外へ送付する場合に記入してください)	
氏名(名称): 研究開発部 鈴木 次郎	_____
	〒292-0000
住 所: 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000	_____
Tel: 0438-20-0000	寄託者との関係: 社員

寄託者 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
 〒292-0000
 住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

代理人 氏 名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
 〒292-9999
 住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N30]: 寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを記入・押印してください。

* 譲渡された微生物は NITE にて然るべきカルチャーコレクションに組み入れられます。

添付書類:

委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他 (_____)

コメント [N31]: 委任状の写しをお送りください。

共通様式第7

特許微生物寄託の保管期間終了に関する意向確認書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

下記の微生物について、保管期間終了後は、記載の通りの処分とすることに同意します。

記

	受託番号	受託日	保管終了日	微生物の取扱
1	NITE 00000	2012年5月1日	2013年5月1日	廃棄
2	NITE 00000	2012年5月1日	2013年5月1日	廃棄
3	NITE 00000	2012年5月1日	2013年5月1日	譲渡 廃棄
4	NITE			
5	NITE			

コメント [N32]: お知らせに添付しているものには、この情報(青字部分)が既に記載されています。様式をダウンロードされて記載される場合は、記載をお願いいたします。

以上

<p>返還の場合、微生物の送付先の記入をお願いいたします。着払いにてお送りいたします。</p> <p>氏名(名称): _____ 〒 _____ 住所: _____ Tel: _____ 寄託者との関係: _____</p> <p>譲渡の場合、別途、菌株追加情報及び譲渡同意書の添付をお願いいたします。</p>

寄託者 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫
 担当者又は代理人氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎
 担当者又は代理人連絡先(メール) bio@nite.go.jp
 担当者又は代理人連絡先(電話) 0438-20-9999

印
印

コメント [N33]: 代理人へ委任されている場合、代理人印をおしてください。委任がない場合、取扱い変更があれば寄託者印、なければ担当者印のみで問題ありません。

- ※ 保管期間終了後の微生物の取扱方法を変更がない場合には、担当者又は代理人の印を押し、メール、FAX、郵送のいずれかでお送りください(寄託者の印は不要です。)
- ※ 保管期間終了後の微生物の取扱方法を変更する場合には、二重線にて該当箇所を消し、希望する取扱いを「廃棄」「返還」「譲渡」にて記載し、寄託者又は代理人の印を押し、郵送してください。
- ※ 譲渡の場合は、菌株追加情報及び譲渡同意書を同封し、郵送してください。

【国際】様式第9

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

分 譲 請 求 書

(寄 託 者)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は、ブダペスト条約に基づく規則 11.2(i)により I 欄の微生物の試料の分譲を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. 情報の請求	
寄託者は、科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件を記載した書面の交付を、 <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
IV. 微生物の送付先(寄託者の住所以外へ送付する場合に記入してください)	
所属・氏名(名称):	研究開発部 鈴木 次郎
	〒292-0000
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
Tel:	0438-20-0000 寄託者との関係: 社員

寄託者 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫** 印
〒292-0000
住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**

代理人 氏名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎** 印
〒292-9999
住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

コメント [N34]: 寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを入力・押印してください。

添付書類:

委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N35]: 委任状の写しを送りください。

【国際】様式第10

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

分 譲 請 求 書

(寄託者の承諾を得た者)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

請求人は、ブダペスト条約に基づく規則 11.2(ii)により I 欄の微生物の試料の分譲を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. 寄託者の承諾	
寄託者は、請求人に対し、I 欄の微生物の試料を分譲することを承諾します。	
寄託者 氏名(名称)	渋谷バイオテクノロジー株式会社 印 〒151-0000 (国際寄託当局に届出の印)
住所	東京都渋谷区西原 0000
2012 年 4 月 25 日	
III. 情報の請求	
請求人は、科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件を記載した書面の交付を、	
<input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
IV. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称)	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel	0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
V. 微生物の送付先(寄託者の住所以外へ送付する場合に記入してください)	
所属・氏名(名称)	研究開発部 鈴木 次郎
	〒292-0000
住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
Tel	03-3481-0000 請求人との関係: 社員

請求人 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫** 印
 英訳又はローマ字音訳 **KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI**
 〒292-0000
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**
 英訳又はローマ字音訳 **0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN**

代理人 氏名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎** 印
 〒292-9999
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

コメント [N36]: 印はどのようなものでも結構ですが、請求人の名称・組織名が記載されているものをご利用ください。
代理人を別途立てられた場合、押印は不要です。

コメント [N37]: 代理人を立てている場合は、必ず印を押してください。寄託者の印は省略可能です。

添付書類:

- 「微生物の使用に関する承諾書(寄託者の承諾を得た者)」
 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N38]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

微生物の使用に関する承諾書

(寄託者の承諾を得た者)

コメント [N39]: 請求人、代理人ともにも必ずお読みください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長 殿

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

微生物の試料の分譲を請求する者(以下「請求人」という。)は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(以下「条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。)11.2(ii)に基づいて特許微生物寄託センター(以下「NPMD」という。)から分譲を受けた微生物及び当該微生物を培養、増幅等することにより生じた当該微生物に由来する一切の微生物(以下、分譲を受けた微生物と併せて「微生物」と総称する)を使用するに当たり、下記のすべての事項を承諾します。

1. 利用目的

- 1.1 請求人による微生物の利用は、分譲を受けることについて法令上資格を有する者が微生物を利用することができる範囲(工業所有権庁が定める各国の法令等で認める目的の範囲内)に限られるものとする。
- 1.2 請求人は 1.1 に定める微生物の利用が終了次第、当該微生物を廃棄しなければならない。

2. 微生物の取り扱い

請求人は、微生物の取扱について以下の事項を遵守しなければならない。

- 2.1 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取り扱い方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること。
- 2.2 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること。
- 2.3 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル 2 に属する微生物の分譲を受けた場合、その取り扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること。
 - イ 実験区域を限定した上で実験を行う。
 - ロ エアロゾル発生のおそれのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。
 - ハ 実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ニ 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
- 2.4 2.1 から 2.3 に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及び DNA に関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること。
- 2.5 請求人は、微生物が潜在的な危険性を有することを認識し、その使用に当たっては必要な措置を講じること。また、微生物の使用に起因又は関連する一切の損害、損失等を請求人が負担し、NPMD には迷惑をかけることを保証すること。

3. 微生物の死滅又は汚染等

- 3.1 分譲された微生物に、死滅又は汚染等の不具合が確認された場合であっても、NPMD は微生物を請求人に再度送付しない。
- 3.2 前項において、NPMD は請求人に分譲に係る手数料を返還しない。

4. NPMD の免責

- 4.1 NPMD は、本承諾書に定める微生物の分譲、これら微生物の請求人による使用その他一切の行為に起因し、又は関連して請求人に生じた損害について、その理由の如何を問わず一切の責任を負わない。ただし、NPMD において条約、規則及び日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託

の国際承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱(平成 14 年経済産業省告示第 290 号)に従って本業務を行わず、かつ、そのことについて NPMD に故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。

- 4.2 4.1 ただし書に基づき NPMD が負担する損害賠償責任は、請求人から現実に受領した手数料の金額を上限とする。
- 4.3 NPMD は、請求人と微生物の寄託者との間、及び請求人と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。
5. 準拠法
本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。
6. 合意管轄裁判所
本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

受託番号 NITE BP- 00000

請求人	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 〒292-0000	印
	住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 0000	
代理人	氏名	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 〒292-9999	印
	住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999	

コメント [N40]: 分譲請求書と同じ氏名(名称)・住所・印・代理人を記入・押印ください。

2013 年 4 月 1 日

【国際】様式第11

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

分 譲 請 求 書

(法令上の資格を有する者)

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

請求人は、ブダペスト条約に基づく規則 11.3(a)により I 欄の微生物の試料の分譲を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. I 欄の微生物に係る特許出願又は特許	
<input checked="" type="checkbox"/> 特許出願番号: 特許出願 2010-000000 特許出願日: 2010 年 5 月 1 日 特許出願人 氏名(名称) 渋谷バイオテクノロジー株式会社 〒 151-0000 住所 東京都渋谷区西原 0000	
<input type="checkbox"/> 国際出願番号: 国際出願日: 年 月 日 国際出願人 氏名(名称) _____ 〒 _____ 住所 _____	
<input type="checkbox"/> 特許番号: 登録日: 年 月 日 特許権者 氏名(名称) _____ 〒 _____ 住所 _____	
III. 情報の請求	
請求人は、科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件を記載した書面の交付を、 <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
IV. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒 292-9999
	住 所: 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
	Tel: 0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
V. 微生物の送付先 (請求人の住所以外へ送付する場合に記入してください)	
所属・氏名(名称):	研究開発部 鈴木 次郎
	〒 292-0000
	住 所: 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
	Tel: 03-3481-0000 請求人との関係: 社員

VI. 法令上の資格を有する者であることの証明

- (1)
- I 欄の微生物に係る II 欄の特許出願が当庁にされており、かつ、その特許出願の対象は、I 欄の微生物又は I 欄の微生物の利用に係るものである。
 - I 欄の微生物に係る II 欄の国際出願について、当庁が指定官庁であるところの締約国が指定されており、かつ、その国際出願の対象は、I 欄の微生物又は I 欄の微生物の利用に係るものである。
 - I 欄の微生物に係る II 欄の特許が当庁により与えられており、かつ、その特許の対象は、I 欄の微生物又は I 欄の微生物の利用に係るものである。
- (2)
- 特許手続上の公表が下記により行われている。
 - 当庁
 - 特許協力条約上の国際公開としての世界知的所有権機関の国際事務局
 - 請求人は下記により、特許手続上の公表の前に I 欄の微生物の試料の分譲を受ける権利を有している。
- (3)
- 当庁に係る特許手続を定める法令上、請求人は、I 欄の微生物の試料の分譲を受ける権利を有しており、この法令上の要件を現実に満たしている。
 - 請求人は、当庁の所定の様式による文書に署名を行っており、そのことにより請求人は、I 欄の微生物の試料の分譲を受けるための当庁に係る特許手続を定める法令上の条件を満たしているものと見なされる。

上記のとおり相違ないことを証明する。

工業所有権庁名：

署 名：

所 在 地：

年 月 日

コメント [N41]: 申請書は2枚作成し、この部分については、空欄で特許庁担当あて提出ください。1枚の申請書のVI欄がうまった状態で返されますので、そちらを当方宛送付ください。

特許庁の送付先は、以下のとおりです。
 特許庁出願支援課
 特許行政サービス室証明係
 〒100-8915
 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 Tel:(代)03-3581-1101

請求人 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
 英訳又はローマ字音訳 KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAIO
〒292-0000
 住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
 英訳又はローマ字音訳 0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999
 住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N42]: 印はどのようなものでも結構ですが、請求人の名称・組織名が記載されているものをご利用ください。
 代理人を別途立てられた場合、押印は不要です。

コメント [N43]: 代理人を立てている場合は、必ず印を押してください。寄託者の印は省略可能です。

添付書類:

- 「微生物の使用に関する承諾書(寄託者の承諾を得た者)」
- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
- その他()

コメント [N44]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

【国際】様式第12

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

分 譲 請 求 書

(法令上の資格を有する者)

2013年 4月 1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122号室

コメント [N45]: この様式で請求できるのは、現在日本以外に出願された特許で、その国の特許に係る法律で、特許公報等で記載されていることにより分譲をすることを認めている特許に係る微生物のみです。
例: アメリカ

請求人は、ブダペスト条約に基づく規則 11.3(b)により I 欄の微生物の試料の分譲を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
寄託者 氏名(名称): 渋谷バイオテクノロジー株式会社	
寄託者が表示した分類学上の位置 <i>Escherichia coli</i> (K12)	
II. 情報の請求	
請求人は、科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件を記載した書面の交付を、 <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999 Fax: 0438-20-9999
IV. 微生物の送付先(寄託者の住所以外へ送付する場合に記入してください)	
所属・氏名(名称):	研究開発部 鈴木 次郎
	〒292-0000
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
Tel:	0438-20-0000 寄託者との関係: 社員

請求人 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫**
 英訳又はローマ字音訳 **KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0**
〒292-0000
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**
 英訳又はローマ字音訳 **0000, Kazusakamatar, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN**

代理人 氏名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎**
〒292-9999
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

印

コメント [N46]: 印はどのようなものでも結構ですが、請求人の名称・組織名が記載されているものをご利用ください。
代理人を別途立てられた場合、押印は不要です。

印

コメント [N47]: 代理人を立てている場合は、必ず印を押してください。寄託者の印は省略可能です。

添付書類:

- 「微生物の使用に関する承諾書(寄託者の承諾を得た者)」
 特許公報の写し (該当する部分にラインをいれてください)
 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N48]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

【国際】様式第14-1

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約



微生物の使用に関する承諾書

コメント [N49]: 請求人、代理人ともに必ずお読みください。

(法令上の有資格者)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長 殿

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

微生物の試料の分譲を請求する者(以下「請求人」という。)は、請求人は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(以下「条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。)11.3(a)又は 11.3(b)に基づいて特許微生物寄託センター(以下「NPMD」という。)から分譲を受けた微生物、及び当該微生物を培養、増幅等することにより生じた当該微生物に由来する一切の微生物(以下、分譲を受けた微生物と併せて「微生物」と総称する。)を使用するに当たり、下記のすべての事項を承諾します。ただし、この承諾書の内容が、請求人に対して法令上の資格を与えた工業所有権庁(以下「工業所有権庁」という。)が示す法的判断に抵触する場合、工業所有権庁の判断を優先します。

1. 利用目的

- 1.1 請求人による微生物の利用は、工業所有権庁が定める各国の法令等で認める目的の範囲内に限られるものとする。
- 1.2 NPMD は、請求人に対して、分譲を受けた微生物が 1.1 の規定にしたがって利用されたかどうかを確認するために必要な情報の提供を求めることができる。
- 1.3 請求人は 1.1 に定める微生物の利用が終り次第、当該微生物を廃棄し、その使用の終了を確認するために必要な情報を提供しなければならない。

2. 微生物の取り扱い

請求人は、微生物の取扱について以下の事項を遵守しなければならない。

- 2.1 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取り扱い方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること。
- 2.2 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること。
- 2.3 製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル 2 に属する微生物の分譲を受けた場合、その取り扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること。
 - イ 実験区域を限定した上で実験を行う。
 - ロ エアロゾル発生の恐れのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ハ 実験中は関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ニ 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
- 2.4 2.1 から 2.3 に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及び DNA に関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること。
- 2.5 請求人は、微生物が潜在的な危険性を有することを認識し、その使用に当たっては必要な措置を講じること。また、微生物の使用に起因又は関連する一切の損害、損失等を請求人が負担し、NPMD には迷惑をかけることを保証すること。

3. 微生物の死滅又は汚染等

- 3.1 分譲された微生物に、死滅又は汚染等の不具合が確認された場合であっても、NPMD は微生物を請求人に再度送付しない。

3.2 3.1において、NPMD は請求人に分譲に係る手数料を返還しない。

4. NPMD の免責

- 4.1 NPMD は、本承諾書に定める微生物の分譲、これら微生物の請求人による使用その他一切の行為に起因し、又は関連して請求人に生じた損害について、その理由の如何を問わず一切の責任を負わない。ただし、NPMD において条約、規則及び日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱(平成 14 年経済産業省告示第 290 号)に従って本業務を行わず、かつ、そのことについて NPMD に故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
- 4.1 4.1 ただし書に基づき NPMD が負担する損害賠償責任は、請求人から現実に受領した手数料の金額を上限とする。
- 4.2 NPMD は、請求人と微生物の寄託者との間、及び請求人と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。

5. 準拠法

本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。

6. 合意管轄裁判所

本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

受託番号 NITE BP- 00000

	氏名(名		印
請求人	称) <u>かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫</u>		
	<u>〒292-0000</u>		
	住所 <u>千葉県木更津市かずさ鎌足 0000</u>		
代理人	氏名 <u>かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎</u>		印
	<u>〒292-9999</u>		
	住所 <u>千葉県木更津市かずさ鎌足 9999</u>		

コメント [N50]: 分譲請求書と同じ氏名(名称)・住所・印・代理人を記入・押印ください。

2013 年 4 月 1 日

【国際】様式第14-2

分譲微生物の使用の終了と廃棄報告書

コメント [N51]: 使用を終了しましたら、ご提出ください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2011年 5月 1日 付け独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センターから分譲を受けた以下の微生物の使用について、2012年 4月 30日 をもって利用が終了しましたので、先に提出いたしました「微生物の使用に関する承諾書」1. 利用目的の 1.3 に則り、当該微生物及びその増幅物についてオートクレーブ等による滅菌処理後、完全に廃棄しましたことを報告いたします。

受託番号 NITE BP- 00000

請求人 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
〒292-0000
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

コメント [N52]: 分譲請求書と同じ氏名(名称)・住所・印・代理人で記入・押印ください。

代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

2013年 4月 1日

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N53]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

【国際】様式第5

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正の届出

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は、I 欄の微生物についての科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正を届けます。

I. 微生物の表示		
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000	
II. 科学的性質若しくは分類学上の位置 *(×)		
	直近時の内容	修正する内容
<input checked="" type="checkbox"/> 分類学上の位置	<i>Escherichia coli</i>	<i>Escherichia hermannii</i>
<input type="checkbox"/> 科学的性質		
III. 証明書の請求 (該当するところにチェックしてください)		
この届出に関する証明書の交付を <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。		
IV. 請求書の宛名と送付先		
請求書の宛名	<u>かずさ特許業務法人</u>	
請求書の送付先		
氏名(名称):	<u>かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子</u>	
	<u>〒292-9999</u>	
住 所:	<u>千葉県木更津市かずさ鎌足 9999</u>	
T e l:	<u>0438-20-9999</u>	F a x: <u>0438-20-9999</u>

* 添付書類がある場合は*()内にチェックをし、届出書に添付してください。

寄託者 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
〒292-0000
住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

代理人 氏 名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999
住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N54]: 寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを入力・押印してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他 (16SrDNA の塩基配列解析の結果)

コメント [N55]: 委任状の写しを送ってください。

【国際】様式第17

名 義 変 更 届

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

コメント [N56]: 寄託者の地位を譲渡された場合に提出が必要です。会社の名称変更や社長・学長の変更などは、記載事項変更での変更で行ってください。

1. 受託番号

NITE BP- 00000

2. 微生物の識別の表示

ABC123

3. 寄託者 (旧名義人)

氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印英訳又は
ローマ字音訳 KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0〒292-0000住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000英訳又は
ローマ字音訳 0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

コメント [N57]: 旧名義人と新名義人で代理人が同じ者の場合、印は不要です。

4. 新名義人

氏名(名称) 渋谷バイオテクノロジー株式会社 印英訳又は
ローマ字音訳 SHIBUYA Biotechnology Co. Ltd.〒151-0000住所 東京都渋谷区西原 0000英訳又は
ローマ字音訳 0000, Nishihara, Shibuya, Tokyo, 151-0000, JAPAN・ 特許事務担当者所属・氏名: 企画部 鈴木 一美Tel: 03-3481-0000 Fax: 03-3481-0000e-mail: bio@nite.go.jp・ 微生物取扱担当者所属・氏名: 知的財産技術部 鈴木 二美Tel: 03-3481-0000 Fax: 03-3481-0000e-mail: bio@nite.go.jp代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印〒292-9999住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)

コメント [N59]: 新名義人になることにより代理人を選任する場合は原本を、新名義人が一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

【国際】様式第18

記載事項変更届

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

コメント [N60]: 寄託者の地位を譲渡された場合には名義変更を行ってください。会社の名称変更や社長・学長の変更などは、記載事項変更で行ってください。

次の事項について変更を届け出ます。

- 寄託者名* 寄託者住所* 寄託者印鑑 微生物の識別の表示
 代理人住所 代理人印鑑 その他()

1. 受託番号

NITE BP- 00000

2. 微生物の識別の表示

ABC123

3. 旧記載事項(旧印鑑)

かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 梅尾 花子
KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President HANAKO BAIO

コメント [N61]: 旧印鑑を紛失した際には、紛失の旨を記載するとともに、申請書や委任状の写し等旧印鑑が確認できるものの写しを添付してください。

4. 新記載事項(新印鑑)

かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫
KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President BAIO NAITO

寄託者	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫	印
		〒292-0000	
	住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 0000	
代理人	氏名	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎	印
		〒292-9999	
	住所	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999	

コメント [N62]: 寄託者名・住所に変更があった場合は、変更後の寄託者・住所で提出してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

* 寄託者名・寄託者住所に変更があるときには、英訳又はローマ字音訳を必ず記載してください。

コメント [N63]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

【国際】様式第6

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関する証明願

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

2011 年 5 月 1 日 付けで行いました科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正の届出に関し、
証明書の交付を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号 NITE BP-00000
II. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999
Fax:	0438-20-9999

寄託者 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫** 印
〒292-0000
住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**

代理人 氏名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎** 印
〒292-9999
住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

コメント [N64]: 寄託者・代理人の
氏名・住所・印については、必ず最新
のものを記入・押印してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N65]: 委任状の写しをお
送りください。

【国際】様式第7

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

生存試験等の請求書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

寄託者は、I 欄の微生物について生存試験の実施及び生存に関する証明書の交付を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. 生存試験に関する情報	
生存試験の結果が否定的であった場合は、それがどのような条件下で行われたかに関する情報を、 <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	<u>かずさ特許業務法人</u>
請求書の送付先 氏名(名称):	<u>かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子</u> <u>〒292-9999</u>
住所:	<u>千葉県木更津市かずさ鎌足 9999</u>
Tel:	<u>0438-20-9999</u>
Fax:	<u>0438-20-9999</u>

寄託者 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
〒292-0000

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N66]: 寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを入力・押印してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他()

コメント [N67]: 委任状の写しを送ってください。

【国際】様式第8

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

生存に関する証明願

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

請求人は、I 欄の微生物について生存に関する証明書の交付を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP- 00000
II. 請求人と寄託との関係	
<input checked="" type="checkbox"/> 寄託者 <input type="checkbox"/> 年 月 日 付けの分譲請求により I 欄の微生物の試料の分譲を受けた者	
III. 生存試験に関する情報	
生存試験の結果が否定的であった場合は、それがどのような条件下で行われたかに関する情報を、 <input checked="" type="checkbox"/> 請求します。 <input type="checkbox"/> 請求しません。	
IV. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999
Fax:	0438-20-9999

請求人 氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
〒292-0000
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

代理人 氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印
〒292-9999
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N68]: 寄託者が請求される場合には、寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを記入・押印してください。

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 その他 ()

コメント [N69]: 委任状の写しをお送りください。

【国際】 様式第15

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長 殿

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

請求人は、I 欄の微生物の科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の通知書を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: NITE BP-00000
II. I 欄の微生物の試料の分譲を受ける資格	
<input type="checkbox"/> 寄託者 <input type="checkbox"/> 寄託者の承諾を得た者 寄託者は、請求人に対し、I 欄の微生物の試料を分譲する事を承諾します。 寄託者 氏名(名称) _____ 印 住所 _____ (国際寄託当局に届出の印) _____ 年 月 日	
<input checked="" type="checkbox"/> ブダペスト条約に基づく規則 11.3(a)に基づき微生物の試料の分譲を受ける資格を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 特許出願番号: 特許出願 2010-000000 特許出願日: 2010 年 5 月 1 日 特許出願人 氏名(名称) 渋谷バイオテクノロジー株式会社 〒151-0000 住所 東京都渋谷区西原 0000	
<input type="checkbox"/> 国際出願番号: _____ 国際出願日: _____ 年 月 日 国際出願人 氏名(名称) _____ 〒 _____ 住所 _____	
<input type="checkbox"/> 特許番号: _____ 登録日: _____ 年 月 日 特許権者 氏名(名称) _____ 〒 _____ 住所 _____	
<input type="checkbox"/> ブダペスト条約に基づく規則 11.3(b)に基づき微生物の試料の分譲を受ける資格を有する者	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	かずさ特許業務法人
請求書の送付先 氏名(名称):	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子
	〒292-9999
住所:	千葉県木更津市かずさ鎌足 9999
Tel:	0438-20-9999
Fax:	0438-20-9999

請求人 氏名(名称) **かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫** 印
 英訳又はローマ字音訳 **KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAIO**
 〒292-0000
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 0000**
 英訳又はローマ字音訳 **0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN**
 代理人 氏名 **かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎** 印
 〒292-9999
 住所 **千葉県木更津市かずさ鎌足 9999**

添付書類:

- 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
- その他()

コメント [N70]: ブダペスト条約に基づく規則 11.3(a)に基づき微生物の試料の分譲を受ける資格を有する者が、請求する場合には、事前に特許庁の許可を得る必要があります。申請書は2枚作成し、VIの部分については、空欄で特許庁担当あて提出ください。1枚の申請書のVI欄がうまった状態で返されますので、そちらを当方宛送付ください。

特許庁の送付先は、以下のとおりです。
 特許庁出願支援課
 特許行政サービス室証明係
 〒100-8915
 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号
 Tel:(代)03-3581-1101

ブダペスト条約に基づく規則 11.3(a)に基づき微生物の試料の分譲を受ける資格を有する者以外の請求者については、VIは未記入でかまいません。

コメント [N71]: 寄託者が請求する場合、寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを記入・押印してください。その他の者が請求する場合は、先に分譲請求をしていれば先の分譲と合わせてください。文書のみ請求の場合、請求人の印はどのようなものでも結構ですが、請求人の名称・組織名が記載されているものをご利用ください。代理人を別途立てられた場合、請求人の押印は省略可能ですが、必ず代理人の印を押印ください。

コメント [N72]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

IV. 法令上の資格を有する者であることの証明	
請求人は特許法施行規則第27条の3第1項の規定により、I欄の微生物の試料の分譲を受ける資格を有している。	
(1)	<p><input type="checkbox"/> I欄の微生物に係るII欄の特許出願が当庁にされており、かつ、その特許出願の対象は、I欄の微生物又はI欄の微生物の利用に係るものである。</p> <p><input type="checkbox"/> I欄の微生物に係るII欄の国際出願について、当庁が指定官庁であるところの締約国が指定されており、かつ、その国際出願の対象は、I欄の微生物又はI欄の微生物の利用に係るものである。</p> <p><input type="checkbox"/> I欄の微生物に係るII欄の特許が当庁により与えられており、かつ、その特許の対象は、I欄の微生物又はI欄の微生物の利用に係るものである。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> II欄の特許出願について出願公告が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求人は、特許法第65条第1項の規定により警告を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 請求人は、特許法第50条(同法第159条第2項及び第163条第2項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要である。</p>
上記のとおり相違ないことを証明する。	
工業所有権庁名：	
署 名：	
所在地：	
年 月 日	

【国際】 様式第16

証明書の交付に関する請求書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿

2013 年 4 月 1 日

千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

コメント [N73]: 基本的に別添でつけて頂いた文書の内容を審査させていただき、問題がないようでしたら、そちらにセンター長の名前と印を押させていただきます。
サインの方がよい等々ご希望がありましたら、案を沿えてメールでご連絡をお願いいたします。

請求人は、I 欄の微生物に関する II 欄の内容の証明書の交付を請求します。

I. 微生物の表示	
識別の表示: ABC123	受託番号: *1 NITE BP-00000
II. 証明書の内容	
<input type="checkbox"/> I. の微生物を寄託していること *2 <input type="checkbox"/> I. の微生物が受託できないこと *3 <input checked="" type="checkbox"/> その他別添に示す内容	
III. 請求書の宛名と送付先	
請求書の宛名	<u>かずさ特許業務法人</u>
請求書の送付先 氏名(名称)	<u>かずさ特許業務法人 弁理士 上総 幸子</u>
住所	<u>〒292-9999 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999</u>
Tel: 0438-20-9999	Fax: 0438-20-9999

請求人	氏名(名称) <u>かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫</u>	印	
	<u>〒292-0000 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000</u>		
代理人	氏名 <u>かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎</u>	印	
	<u>〒292-9999 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999</u>		

コメント [N74]: 寄託者が請求する場合、寄託者・代理人の氏名・住所・印については、必ず最新のものを記入・押印してください。
寄託者以外の場合、請求人の印はどのようなものでも結構ですが、請求人の名称・組織名が記載されているものをご利用ください。代理人を別途立てられた場合、請求人の押印は省略可能ですが、必ず代理人の印を押印ください。

添付書類:

- 証明を必要とする書類
 - 委任状又はその写し (代理人をたてる場合はチェックをして委任状を添付してください)
 - その他()
- *1 寄託をしていない場合には、記入不要です。
 *2 寄託者のみ申請できます。「識別の表示、受託番号、受託日、科学的性質の記載の有無、分類学上の位置の表示」について記載されます。これ以外の項目が必要な場合は、「その他別添に示す内容」にチェックを入れ、別添として証明書の記載内容を記入してください。
 *3 申請書の案等分類学上の位置又は微生物の性質等が分かる書類を添付してください。

コメント [N75]: 新規委任の場合は委任状の原本を、一括委任をされている場合は、先にだした委任状の写しをお送りください。

特許手続上の微生物の寄託の
国際的承認に関するブダペスト条約

BUDAPEST TREATY ON THE INTERNATIONAL
RECOGNITION OF THE DEPOSIT OF MICROORGANISMS
FOR THE PURPOSES OF PATENT PROCEDURE

証 明 書

CERTIFICATION

コメント [N76]: 寄託されていること
の証明例です。
あくまで証明書の例示ですので、ご希
望のとおり記載していただいてもかまいま
せん。ただし、証明内容は届出のある
範囲に限ります。

寄託者	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 様
DEPOSITOR	Name	KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0
	住所	〒000-0000 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
	Address	0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

当センターに寄託された I 欄の微生物に関して以下の事項及び本証明書発行日において微生物の保管を継続していることを証明する。

This International Depository Authority certified that the microorganism identified under I above was deposited as below and the microorganisms have been stored on the date.

I. 微生物の表示		IDENTIFICATION OF THE MICROORGANISM	
識別の表示: Identification reference given by the DEPOSITOR: ABC123		受託番号: Accession number given by the INTERNATIONAL DEPOSITORY AUTHORITY: NITE BP-00000	
II. 科学的性質及び分類学上の位置		SCIENTIFIC DESCRIPTION AND/OR PROPOSED TAXONOMIC DESIGNATION	
I 欄の微生物には、次の事項が記載されていた。: The microorganism identified under I above was accompanied by: <ul style="list-style-type: none"> ■ 科学的性質 a scientific description ■ 分類学上の位置 a proposed taxonomic designation (<i>Escherichia coli</i> (K12)) 			
III. 受託		RECEIPT	
本国際寄託当局は、2012 年 4 月 1 日(原寄託日)に I 欄の微生物を受託した。 This International Depository Authority received the microorganism identified under I above On 1 st , April, 2012 (date of the original deposit).			
IV. 国際寄託当局		INTERNATIONAL DEPOSITORY AUTHORITY	
名称: Name:	独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター National Institute of Technology and Evaluation, International Patent Organism Depository (NPMD) センター長 ○○ ○○○ ○○ ○○○, Director General		
住所: Address:	千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室 #120, 2-5-8 Kazusa Kamatari Kisarazu-shi, Chiba JAPAN		
	発行日: Date:	年	月 日

特許手続上の微生物の寄託の
国際的承認に関するブダペスト条約

BUDAPEST TREATY ON THE INTERNATIONAL
RECOGNITION OF THE DEPOSIT OF MICROORGANISMS
FOR THE PURPOSES OF PATENT PROCEDURE

証明書

CERTIFICATION

請求者	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 様
Requester	Name	KAZUSA Biotechnology Co. Ltd. President NAITO BAI0
	住所	〒000-0000 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000
	Address	0000, Kazusakamatari, Kisarazu-shi, Chiba, 292-0000, JAPAN

コメント [N77]: 受託不可能である
ことの証明例です。受託不可の証明
には、なぜ受託できないのかその根拠
となるものを申請書に添付していただく
必要があります。
例: ウイルス内在であれば、そのウイル
スの種類となぜ除く事ができないかの
説明。

I 欄の微生物は、当センターでは II 欄の理由により寄託ができないことを証明する。

This International Depository Authority certified that the microorganism identified under I above was not acceptable because of under II above.

I. 微生物の表示	IDENTIFICATION OF THE MICROORGANISM
識別の表示: Identification reference given by the DEPOSITOR:	
ABC123	
II. 受託不可の理由	REASON FOR NOT-ACCEPTABLE
I 欄の微生物が、当センターで受託可能な生物種の範囲外であるため。	- Because the microorganism identified under I above was not belong to "the kind of Microorganisms that May Be Deposited".
III. 国際寄託当局	INTERNATIONAL DEPOSITARY AUTHORITY
名称: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター	
Name: National Institute of Technology and Evaluation, International Patent Organism Depository (NPMD) センター長 ○○ ○○○ ○○ ○○○, Director General	
住所: 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室	
Address: #120, 2-5-8 Kazusa Kamatari Kisarazu-shi, Chiba JAPAN	
	発行日: 年 月 日 Date:

【国際】様式第21

分 担 請 求 願

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

コメント [N78]: 複数名にて手数料を支払いたい場合に使用します。様式はホームページでは公開していないので、メールにてご請求ください。

下記の通り、支払いを複数名にて分担して行いたいので、ここに分担請求願を提出します。

請求宛先1

請求書の宛名 かずさバイオテクノロジー株式会社

請求書の送付先

氏名(名称): かずさバイオテクノロジー株式会社 知的財産部

〒292-0000

住 所 : 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

T e l : 0438-20-0000

F a x : 0438-20-0000

e-mail: NPMD@nite.go.jp

分担率: 50 % *1

分担額: 72,975 円

コメント [N79]: 必ず足して 100% になるようにしてください。

請求宛先2*2

請求書の宛名 渋谷バイオテクノロジー株式会社

請求書の送付先

氏名(名称): 渋谷バイオテクノロジー株式会社 事務担当 佐藤

〒151-0000

住 所 : 東京都渋谷区西原 0000

T e l : 03-3481-0000

F a x : 03-3481-0000

e-mail: bio@nite.go.jp

分担率: 50% *1

分担額: 72,975 円

コメント [N80]: 必ず足して 100% になるようにしてください。

*1 配分にて割り切れない場合はご相談させていただきます。

*2 3名以上の場合は、同様の欄を追加してください。

共通様式第1

委任状

コメント [N81]: 委任状の内容はお好きに変えていただいて結構です。受任者、委任者名と委任範囲が明記してあれば受領いたします。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

私は、受任者を代理人に定め、次の事項を委任します。

「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センターが行う特許出願に係る微生物の寄託等に関する規程」又は「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センターが行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する規程」に基づく下記の微生物の寄託等に関する件。

記

微生物の識別の表示

ABC123

以上

コメント [N82]: 複数株の手続について委任する場合は、列挙していただくか、こちらに別紙と書いていただき、別紙で添付していただいてもかまいません。

委任者	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫	印
	住所	〒292-0000 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000	
受任者	氏名	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎	印
	住所	〒292-9999 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999	

コメント [N83]: 委任者は申請の寄託者または分譲等手続の請求人としてください

コメント [N84]: 代理人(受任者)はどなたでもなることができます。所属も氏名部分にご記入ください。

コメント [N85]: 印はどのようなものでも結構ですが、今後変わらず申請で使えるものとしてください。

共通様式第2

委任状

コメント [N86]: 委任状の内容はお好きに変えていただいて結構です。受任者、委任者名と委任範囲が明記してあれば受領いたします。

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

私は、受任者を代理人に定め、次の事項を委任します。

「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センターが行う特許出願に係る微生物の寄託等に関する規程」又は「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センターが行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する規程」に基づく微生物の寄託等に関する一切の件。

委任者	氏名(名称)	かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫	印
	住所	〒292-0000 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000	
受任者	氏名	かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎	印
	住所	〒292-9999 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999	

コメント [N87]: 委任者は申請の寄託者または分譲等手続の請求人としてください

コメント [N88]: 代理人(受任者)はどなたでもなることができます。所属も氏名部分にご記入ください。

コメント [N89]: 印はどのようなものでも結構ですが、今後変わらず申請で使えるものとしてください。

共通様式第3

代理人 辞 任 届

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

1. 受託番号

NITE BP-00000

2. 微生物の識別の表示

ABC123

3. 寄託者

氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫

〒292-0000

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

4. 辞任した代理人

氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎

〒292-9999

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

印

コメント [N90]: 複数件について辞任届を提出する際には、列挙していただくか、こちらに別紙と書いていただき、添付してください。
一括委任されていた場合は、現在すでに取り扱っている微生物全てについて別紙にて明記ください。

共通様式第4

代 理 人 解 任 届

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

1. 受託番号

NITE P-00000

2. 微生物の識別の表示

ABC123

3. 寄託者

氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫 印
〒292-0000
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

4. 解任した代理人

氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎
〒292-9999
住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

コメント [N91]: 複数件について辞任届を提出する際には、列挙していただくか、こちらに別紙と書いていただき、添付してください。
一括委任されていた場合は、現在すでに取り扱っている微生物全てについて別紙にて明記ください。

共通様式第5

代 理 人 受 任 届

独立行政法人製品評価技術基盤機構
特許微生物寄託センター長 殿
千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8 122 号室

2013 年 4 月 1 日

1. 受託番号

NITE P-00000

2. 微生物の識別の表示

ABC123

3. 寄託者

氏名(名称) かずさバイオテクノロジー株式会社 代表取締役 内藤 梅夫

〒292-0000

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 0000

4. 受任した代理人

氏名 かずさ特許業務法人 弁理士 上総 太郎 印

〒292-9999

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足 9999

添付書類:

 委任状 その他()

コメント [N92]: 複数件について辞任届を提出する際には、列挙していただくか、こちらに別紙と書いていただき、添付してください。
一括委任される場合は、現在すでに取り扱っている微生物全てについて別紙にて明記ください。